

総 務 委 員 会

日 時：平成23年2月28日（月）

総 務 委 員 会 会 議 録			
平成 2 3 年 2 月 2 8 日		開 会	午前 9 時 3 0 分
		閉 会	午後 5 時 4 3 分
出席者	委員	山 下 昌一朗 古 内 明 △東 條 恵美子 ○大神田 日 本 阿 部 善 博 江 成 直 士 松 永 千賀子 菅 原 康 行 岸 浪 孝 志 稲 垣 稔 小 林 一 郎	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		山口副市長 坂井副市長 阿部危機管理監 八木総務局長 長沢企画市民局長 高部緑区長 飯田中央区長 野村南区区長 大房総務部長 笹野渉外部長 淡野企画部長 原財務部長 佐藤税務部長 白井市民部長 井上会計管理者 武田危機管理室長 大貫職員課長 柿澤同課担当課長 小俣渉外課長 服部企画政策課長 和田土地利用調整課長 菱山情報政策課長 古井財務課長 渡邊同課担当課長 小森管財課長 新井同課担当課長 高梨契約課長 角田公共建築課長 鈴木同課担当課長 河野税制課長 高橋納税課長 佐藤市民税課長 能勢資産税課長 菊地原市民協働推進課長 田中文化振興課長 長井同課担当課長 網本地域福祉課課長代理 青木地域医療課長 隅河障害福祉課長 井上緑生活支援課長 井上緑障害福祉相談課長 内田介護予防推進課長 相原緑こども家庭相談課長 小野緑保健センター所長 佐藤緑区役所地域政策課長 橋本同区役所総務課長 佐藤城山まちづくりセンター所長 柳川津久井まちづくりセンター所長 中島藤野まちづくりセンター所長	

	片野中央区役所地域政策課長 小山同区役所総務課長 瀬戸南区役所地域政策課長 下山同区役所総務課長 河野会計課長 林教育総務室長 井上市選挙管理委員会事務局次長 並木監査委員事務局長 中島同局次長 高橋人事委員会事務局長 阿部同局次長 齋藤農業委員会事務局次長 大谷消防局長 岩田副消防局長 小峰消防総務課長 高木警防・救急課長 兒玉指令課長 隠田総務法制課長
事務局 職 員	今田議会事務局長 河本議事課長 佐藤同課担当課長 北野同課主査 西原議会総務課長 渋谷政策調査課長 草薙同課主任

会議に付した事件	議案第 1 4 号 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 1 5 号 相模原市立城山文化ホール条例について 議案第 2 4 号 工事請負契約について（（仮称）緑区合同庁舎建設工事） 議案第 2 5 号 工事請負契約について（（仮称）緑区合同庁舎建設電気設備工事） 議案第 2 6 号 工事請負契約について（（仮称）緑区合同庁舎建設空気調和設備工事） 議案第 2 7 号 包括外部監査契約の締結について 議案第 2 8 号 不動産の処分について 議案第 2 9 号 不動産の処分について 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度相模原市一般会計補正予算（第 6 号・所管部分） 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度相模原市財産区特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 3 8 号 平成 2 2 年度相模原市公債管理特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 3 号 平成 2 3 年度相模原市一般会計予算（所管部分）
傍聴者	あり
署名	委員長 大神田 日 本

午前9時30分 開会

○大神田委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

議案第14号 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○大神田委員長 議案第14号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○八木総務局長 議案第14号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○松永委員 非常勤特別職を月額制、日額制にすることということで、なぜ月額なのか、なぜ日額なのかという考え方を、聞かせてほしい。

○大貫職員課長 報酬の日額、月額考え方だが、委員会の開会回数が月数回あるいは欠席しても報酬を受け取ることが問題になり、見直しをさせてもらい、基本的には日額にするという、検討委員会の報告をもらっている。なお、監査委員については、独立して職権を行使する独任制の執行機関であること、1回の会議時間が長いこと、農業委員会については、農地の管理とか不法投棄の監視等々、日ごろの活動がメインなので、活動回数が多いということで月額にした。基本は日額なので、この2つの委員のみを月額としたものである。

○松永委員 私どもは、代表質問のときにも、教育委員会の日額への変更ということについて、いろいろな角度で議論をさせてもらった。議員もそうだが、教育委員においても、会議に出席するだけでなく、日常、委

員会の場でない自宅あるいは現場調査等での活動があるのではないかと思います。が、現行の活動の実態というところで、どうとらえているか。

○林教育総務室長 毎月1回、教育委員会の会議ということで定例会、臨時会、協議会等がある。そのほか、学校行事への参加または教育施設の訪問、勉強会、研修会などに出席して、教育にかかわる今日的な課題等の把握に努めている。22年度については、市長とか校長会との意見交換、会議以外にも活動している状況である。

○松永委員 今の話を聞いても、恐らく日程的にも相当動いていると思うし、これから教科書採択の問題等があったときには、こういう時世の中で、私は一度、教科書採択の教育委員会会議があったときに傍聴したことがあるが、委員の皆さんは、本当に一生懸命読み込んで、自分の意見として持っているということで感動したこともあった。そういう意味では、日額になっていくということの意味合いが、やはり、非常にひっかかる。いろいろな意味で、時間的にも、そして精神的にも相当拘束される部分があると見ているので、日額制ということについては、日ごろの活動をどう見るかということについて、やはり、評価として低めるものになってしまうのではないかという懸念がどうしてもある。実態として、これまでの教育委員会会議の出席状況はいかがか。欠席率は相当あるのか。

○林教育総務室長 定例会、臨時会等においては、ほとんど欠席という事例はなく、やむを得ない事情があった場合に、今回でも1人の方で2回程度である。

○松永委員 恐らく、そうではないかと想定していた。前に建設委員会で言ったことがあるが、線引き問題で、津久井の中でも署名運動が展開されて、議会でも大議論がされていたときに、都市計画の関係の委員会の欠席が物すごく多かった。特に学識経験者の欠席をずっと拾ってみると、今の相模原市内の状況をわかっているのかと思いたくなるような欠席状況があつて唖然としたことがあるが、そういう場面と違って、やはり教育委員会の場合は、日ごろの活動状況等、また、拘束されるということも含めて、日額制になっていくことが本当に適切なのだろうかと考えたときに、教育委員会については、もう少し議会の中で議論を継続して進めながら結論を出してもいいのではないかと思っているが、今回、幾つかある中で教

育委員会を抽出して提案してきたのは、どういう考えによってか。

○大貫職員課長 今回、教育委員会は行政委員会の方から一つで、他の人事委員会とか監査委員、選挙管理委員会等、すべての行政委員会を見直した中で提案させてもらっているものである。

○松永委員 今、主張として言ったように、今回ここで決を出すより、できれば継続を主張したいと思うし、教育委員会の日額制ということについては、現状の活動状況、総体的に果たす役割という点から、私どもは問題だと感じている。

○古内委員 今回の非常勤特別職の報酬の改定について、これまで、いわゆる基準があったと思うが、どのような基準あるいは考え方でやってきたのか。

○大貫職員課長 やはり、他市の状況、責任の度合い、そういうもので月額報酬を決めてきた。それから、人事委員会を新しく設置しているが、各市は教育委員会と人事委員会はどのような金額の状況なのかということで、本市としては、教育委員会と人事委員会を同額とした。そういうような流れである。

○古内委員 今回、行政委員の報酬の改定だけを行ったことによって、非常勤特別職職員全体の報酬のバランスというか、あり方に若干の疑問を感じるが、今後の非常勤特別職職員の報酬の改定予定などがあれば、そのスケジュールを伺いたい。

○大貫職員課長 行政委員会だけではなくて、非常勤特別職というのはかなり多くの職種があって、常勤に近いものから週二、三日、あるいは1日のもの、あるいは単発の会議等、非常に多岐にわたっており、その積み重ねで今まで来ているので、やはり、どこかである程度見直す必要があるのではないかと考えている。ただ、勤務が非常に複雑で、いつまでというのは言い切れないものがあるが、やはり、時間をかけて検討させてもらいたい。

○古内委員 いわゆる今後のあり方等を含めて、これは早急に検討を進めてもらいたい。

○江成委員 旧の報酬月額が16万8,000円ということで、新しい日額が3万2,000円となっているから、仮に、単純に割り算すると、

月5．2日分となる。先ほど、教育委員の任務として幾つか例示されたが、日数の上限設定というのは、今後出てくるのか。ある月は5日ではなくて、極端なことを言えば、20日とか25日ということだって理屈上はあり得る。そういうことが可能になるのか伺いたい。

○大貫職員課長 月額から日額にした根本は、やはり活動状況に合わせて報酬を払うということで、月の活動状況がふえれば、その報酬を支払うのは当然のことと考えている。

○江成委員 教育委員会を対象にしたいと思うが、私の知る限り、例えば、新しくできた人事委員会委員あるいは選挙管理委員と比較して、市民に直接接する機会が圧倒的に多い職ではないかと思うが、この点についての認識。どういうことかという、学校へ行って研究会に参加する、そして、教育委員会として、その研究を評価したり、激励したりするという機会がある。また、授業とか研究発表の内容を見て、その講評を行って、それを次の教育行政に生かすという任務も多岐にわたっていて、直接、委員会に出る以外と、あるいは直接、学校の視察を行うという形態上の状況と比べて、日常的な連続性というのが相当——また、教育委員の存在意味からいって、それを積極的に求めることが必要ではないかと思うが、この点についてはどう考えているのか。

○林教育総務室長 今、委員が言ったとおりの内容で、会議に出る以外にも、いろいろな識見を持っている中で選ばれて、例えば研究会に行った中で、また、教育委員会会議の終わった後の協議会、ふだんの出た結果をまとめて報告をしたりしているので、確かに、会議以外に活動しているのは承知している。

○大貫職員課長 それにつけ加えて、いわゆる支給対象をどうするかというのも一つの話だと思う。やはり、会議の出席だけではなくて、いろいろな活動があると思う。現場の視察あるいは研修会等、委員の職務として出席したものは、当然、活動としてカウントすべきと考えている。

○江成委員 委員の職務として活動するという活動命令を発するのはだれか。

○林教育総務室長 例えば研究会に出席するとか、委員会終了後に、例えば学校側とかから、委員の出席を求められる場合もある。また、こう

いう行事があるということを事務局が把握していて、委員長または委員の出席を求める場合もあるので、委員の合議で、会議または研究会に出席するというのを決めている。

○江成委員 例えば行事参加を例にとった場合、本当に委員会の合議の中で決定するという認識でいいのか。

○林教育総務室長 そのとおりである。

○江成委員 教育委員はいろいろな分野から選出されていて、相模原の教育全般、学校教育から生涯学習、社会教育を含めた見識を持っていて、相模原の教育を全体に高めていこうという強い情熱を持っている方だと承知しているが、それぞれ得意分野等があつて、そもそも教育委員会の設置意義からいえば、教育委員会が持っている自主性とか主体性というのも相当期待されなければ、本来の教育委員の役割というのが遂行しにくくなるのではないか。もちろん、無定見にやっていいとは思わないが、単純な当番みたいな割り振りでいくとしたら問題ではないか。日額制ということを基本に考えると、私どもの庶民的な感覚からいけば、そういうことになりかねないのではないかという気がするが、そういう危惧はないのか。

○林教育総務室長 例えば、常勤の大学教授とか高校の講師をやっている方もいるので、日程のあく中で制限されることはあるが、いわゆる当番という形にはなっていないと認識している。

○江成委員 一般的に、報酬とか賃金という視点で見れば、ワークペイは基本原則だと思う。しかし、教育委員とか教育委員長という職は、それなりに社会的な身分というか位置づけがあるわけで、ある日、ある会合に出た、あるいは、ある日、ある研修会に出て、教育委員会としてあいさつを述べたとか、対応を行ったということ以外に、当然、日常的な生活全般の中で、市民と一番接する機会が多い。1,000人を超えるような会合で、教育委員会を代表してあいさつする場面は相当数あるわけで、そういうことを考えたとき、教育委員という身分とか立場が、研修会とか会合に市民も参加するような、その場面、その日だけで完結するのだろうか。日額制というのは、そこで完結する、あとは関係ないということになるのかと思うが、この点についてはどう考えているか。

○大貫職員課長 事前の準備とか、その他いろいろ相当時間を費やす、

そういうことは、やはり勤務日数で評価できないものがある。それは報酬に反映する必要がある、こういうことが大阪高裁で述べられている。こういうことに基づいて、本市としても、報酬額については、委員会への出席以外にも幅広い活動をされている、あるいは日々、研さんもされている、そういうものを勘案して、今回、報酬額を設定させてもらっている。

○江成委員 その論理でいえば、私は日額にしないで月額という位置づけの方がよほど筋は通っていると思うが、つい割り算をしてしまうが、単純に言うと5.2日分。つまり、その5.2日分で、この問題から発生するのは、1日そういう業務に対応して、しかも、あえていえば8時間労働でも、3時間とか、長くても4時間とかという中で、この報酬額が妥当なのかどうかという議論にもなりかねないと思う。これが高い安いという議論はあえてしないが、滋賀県の非常勤特別職の報酬に対する裁判があって、日額を原則とする、地方自治法にもそういう原則がうたわれていると承知しているし、そういう流れの中でこういうことが出てきたのはわかるが、少なくとも教育委員会については、必ずしも納得のいく状況ではない。大阪高裁の判決でも、選挙管理委員会の対応については、たしか月5日程度だけれども、それが直ちに、日数が少ないから月額にするというふうにはしないという内容があったように記憶しているが、その点はどうだったか。

○大貫職員課長 選挙管理委員会の委員長だけは月額でいいという大阪高裁の判例は確かに出ている。大阪高裁の中で、委員について、勤務の質とか量にふさわしい報酬を支給するのは当然である。ただ、職責の重大さを強調して月額報酬にするというのは法の趣旨ではない——これは法の趣旨である。月額にしていって、それに出席しなくて報酬をもらっているということが話題になった、それが土台にある。相模原市は出席しているから当てはまらないということはないし、何が悪いという問題ではないし、今回の滋賀県の裁判も、最高裁にいけばどうなるかはわからない。ただ、本市の検討委員会で、自治法とか各状況を全部説明した中で、こういう中では日額が基本という報告をもらったので、今回、こういう提案をさせてもらっている。

○江成委員 わかった。教育委員会も、それぞれの独立行政委員会の

対応というのも、それぞれによって、違いというか、特性があると思うので、そういう点から、私は若干、本当に日額でいいのかという思いを残すが、この間、客観的な検討も進めてきたという経緯も踏まえて、一応、了解するが、やはり、全体的な非常勤特別職とのバランス等々、課題が出てくると思う。必要に応じて、フィードバックすることも含めて検討してもらおうよう要請して終わる。

○小林（一）委員 大体議論され尽くしたような気もするが、今までも、他都市との比較の中で検討してきたという話があった。選挙管理委員会に絞って伺うが、他都市ということで、県、政令市でいえば横浜、川崎との比較で、本市と比べた場合、状況的にはどうか。

○大貫職員課長 横浜、川崎はまだ日額にしていないので比較できないが、月額で比較すると、相模原市は委員長が8万6,000円、横浜市は33万8,000円、川崎市は26万7,000円。最近、政令市の中でも日額を検討する市がふえており、例えば、今回、相模原市で選挙管理委員会委員長を日額2万7,000円にさせてもらったが、札幌市は日額3万2,500円、名古屋市は2万9,500円、浜松市は2万7,000円、神奈川県は4万1,400円、このような状況となっている。

○小林（一）委員 日額にした場合の流れというのは、他都市もかなり下げてきていると思うが、それでも決して相模原市が高額な報酬とは思えない。私が懸念するのは、各種委員会に選任されているのはそれなりの方で、相当忙しい中、時間を割いてくれているということもあるし、人材確保ということを考えると、かなり高額な都市もあったので、そういったところと比べると、もともと本市はそういう問題はなかったと感じる。今の一連の市民感情から、今回、苦渋の選択で、こういうふうにしてきていると思うが、大阪高裁で選管委員会委員長などは月額でもいいということも出ているし、やはり、これは妥当かと。私も見ていて、やはり、日常的なものというのはかなりあると思う。やはり、こういう問題を取り上げるときには、本市はかなり配慮して、いろいろなことを実施してきているので、一律でやるというのはいかがなものかということで、もう少しきめ細かな対応もあってしかるべきかということを一言申し添える。

○東條委員 教育委員会は日額に直しているという中で、先ほど、会

議だけではなく、研修会というところにまで報酬が発生するという話があったが、ほかの委員会も含めて、どんな事例というか、報酬を払うところと払わないところの部分について、どんな決めをしようと思っているのか。

○大貫職員課長 基本的には、委員が業務として出席するもの、それから、職員が確認できなければならないので、まず、この２点を基本として、当然、会議、それから会議以外で、例えば協議会とか、いろいろあると思う。この場合、報酬はダブってもらわないということは当然である。それから、どうしても出向いて行って事務局との打ち合わせをやらなくてはいけない。それから研修あるいは任命権者として出席しなければいけない式典、そういうものを想定しているが、やはり、すべてに線を引くことは難しいと思うので、その事案ごとに、各行政委員会と調整しながら、統一的な見解を持ってやっていきたいと考えている。

○東條委員 先ほど来、教育委員会は月額がいいのではないかという話も出ていた中で、今言われた役割というか業務で、月何回ぐらい出ているか、昨年度でも一昨年度でも構わないので、どんな状況なのかがわかるようならお願いします。

○林教育総務室長 ２１年度でいうと、教育委員の場合、平均で５２日である。委員長はもう少し多くなって、６０日ぐらい出ている。

○東條委員 月額との関係で、計算ができていないが、月に直すと、大体同じぐらいになるのか。

○大貫職員課長 基本的には月額を年額にして、大体、過去２年間の平均で割り返して、教育委員長だと、約３万３，１００円ぐらいになる。その中でバランス等をとって、市の非常勤報酬条例の日額の最高が３万２，０００円なので、そこは切らせてもらって、３万２，０００円にしたものである。

○東條委員 私は本会議でもこの話をしているが、例えば、幾つかの行政委員会の中に、会議とっているが、１０分ぐらいしか行われないうということもあった。そういうことを含めて、今後、本当にその日、そのときにやらなければいけないのかということを含めて、会議を考えていかなければいけない。日額であるがための部分というのも出てくるのではないかと思うので、委員の仕事というところを含めて、今後の報酬のあり方を

考えてもらえればと思う。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第14号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成多数。

よって、議案第14号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第15号 相模原市立城山文化ホール条例について

○大神田委員長 議案第15号相模原市立城山文化ホール条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○長沢企画市民局長 議案第15号相模原市立城山文化ホール条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○古内委員 いわゆる地域に根ざした施設ということで、例えば、地域の方を巻き込んで、開館記念のイベントとかオープニングセレモニーを行う予定があるのか。

○田中文化振興課長 地域の方から、地域の親しみやすい施設にという要望もある中で、開館に当たって、地域の皆様と一緒に考えながら、ぜひ、イベント等はしていきたいと思っている。

○古内委員 ぜひ、やってもらいたいと思う。

城山文化ホールの維持管理費と利用料金収入については、現状どの程度を見込んでいるのか。

○田中文化振興課長 利用料金については、ここで条例で出させてもらった中で、指定管理者に決定してもらい、市長の承認ということを考えている。指定管理料、収入はどのくらいかということで、これはあくまでも現状の想定ということで理解してもらいたいが、利用の想定率70%程度という中で料金を試算したところ、利用料については、おおむね600万円程度という見込みを持っている。

○古内委員 維持管理費は大体どのぐらいか。

○田中文化振興課長 維持管理費についても、やはり想定だが、おおむね4,600万円程度を考えており、こちらは、施設の運営にかかわる光熱水費あるいは人件費等々を積算し、出したものである。

○古内委員 わかった。

この施設は、開館時間10時までということで、利用がなければ6時に閉館ということだが、そうした経過と6時閉館の割合をどのぐらい見込んでいるのか。

○田中文化振興課長 こちらの施設の特徴は、多目的ホール、リハーサル室、さらに、ギャラリーがある。ギャラリーについては、文化ホールの入り口から通路部分あるいはホワイエの部分の壁面を利用して整備しているということで、単独の独立した部屋ではない。多目的ホールとリハーサル室を一体的に利用しながら、ギャラリーも利用してもらうという中で、利用されている場合には10時まで、多目的ホール及びリハーサル室が両方とも利用されていない場合は、受付時間を6時までというふうに考えている。

○古内委員 例えば10時まで利用していればギャラリーも見られるということで、例えば7時にギャラリーを見にいきたいと思って行ったときに、やっていなかったという場合が出る可能性もあると思う。6時閉館のときの周知方法はどのように行うのか。

○田中文化振興課長 こちらの施設は、実は地域の皆様方の強い要望があつて、ギャラリーを設置したということもある。そういう中で、ギャラリーの利用時間をはっきりさせたいということもあつて、多目的ホールあるいはリハーサル室、両方の利用がないときは利用できないということを確認に出すような形で、利用案内等、事前に皆様に周知させてもらい

たいと思っている。

○古内委員 例えば、ホームページを活用したり、オンタイムで閉館時間を周知したり、不規則な閉館時間によって、利用者に不便を与えることのないように、運営面での工夫をお願いします。

それから、平面図を見ると、自販機コーナーが設けられているが、自販機の収益、歳入確保策の一つにすべきという議論が本会議でもされている。そういった意味で、自販機の設置に当たっては、公募制なり、何らかの収益確保を図っていくことも必要と考える。この点についてはどのように考えているのか。

○田中文化振興課長 自販機については、ホールを利用する方が利用しやすいように、あるいは利便性のために、自販機コーナーという形で設置するものである。そういう中で、こちらの施設を使う業者等から、自販機の利用料を指定管理者の収入として、それを各事業に活用したいと考えている。

○古内委員 市の維持管理費、先ほど4,600万と伺ったが、負担軽減のために、できる限り歳入確保に努めてもらうことをお願いします。

それから、指定管理者の公募に当たって、指定管理者を選考するための選考基準をつくると思うが、選考面で、城山文化ホールの特色を出したり、他の文化施設との差別化を図るため、何か工夫等は考えているのか。

○田中文化振興課長 こちらの施設の特色は、設置条例等の中にも書いてあるが、可動式の観覧席を設置して、平面利用など可能な多目的ホールということをやっている。こういう中で、この施設を利用しやすいような、いろいろな事業の展開を考えていけたらいいと思っている。また、使いやすい事業展開のためには、どうしても地元の皆様方のさまざまな意見、要望が必要と思っており、文化ホールの指定管理者の募集に当たっては、地域に視点を置いた事業展開とか施設運営などを募集要項の中に盛り込む等、検討して、そういう中で指定管理者の募集をしていきたいと思っている。

○古内委員 ぜひ、城山文化ホールにふさわしい指定管理者を選考できるように、よろしくお願いします。

それから、第23条の指定管理者が行う業務の範囲には、豊かな市民文

化の振興を図るための事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるものとあるが、これはどのような事業を何回ほど予定しているのか。

○田中文化振興課長 第23条の指定管理者が行う業務の範囲、第7項の市民が行うさまざまな文化芸術活動や交流活動の場の提供を図るための事業の実施に関する業務で市長が別に定めるものについては、今後、指定管理者との管理に関する協定書を結ぶ中で、例えば、設置目的を達成する文化事業として、文化施設の規模及び地域を生かした舞台芸術公演の実施、あるいは市民みずからが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会を提供するなどの市民の自主的な活動の支援に関する業務を協定書の中で定めるというふうに考えている。そういう中で、今後、城山文化ホールについては検討していきたいと思うが、現在、例えば文化会館については、文化施設の規模及び地域性を生かした舞台芸術公演の実施については年15回以上、あるいは市民みずからが自主的な活動の支援に関する業務については年3回以上というふうに協定ではなされている。そういう中で、今後、指定管理者との協議をしていきたいと思っている。

○古内委員 いわゆる施設の魅力を発揮するためには、ホールがどれだけ魅力ある事業を実施、展開していくかが大切になると思うので、その点について、十分工夫してもらうよう要望しておく。

○江成委員 まず一つは、第2条に、市民が行うさまざまな文化芸術活動及び交流活動を通して、豊かな市民文化の振興に寄与する、具体的に、この施設でどういう活動が行われればいいのかということは今の答弁でわかったが、そのための支援策として、具体的にどう考えるのか。この間の代表質問でも、単なる貸し館事業が中心になるようなものであってはいけないという指摘もあって、私も同感だが、市として、この2条の目的等を具体化するため、どんな施策を考えているのか、もう一步踏み込んで答えてもらえたらと思う。

○田中文化振興課長 城山文化ホールのさまざまな市民文化の振興に関して、多目的ホールを利用しながら、さまざまな事業を展開させてもらいたいと思っている。これに対する支援策としては、地域の皆様がより使いやすい施設とするためには、どのようなことをしたらいいのか。実は、多目的ホールをぜひいろいろな形で利用してもらいたいという思いの中で、

それをどのように使ってもらったらいいのかと思っている。そういう中では、地域の皆様方の意向をいろいろな形で組み入れたい。例えば、先ほど指定管理者の話をしたが、指定管理者が意見ボックスみたいなものを置いて、地域の方たちからいろいろな意見を寄せてもらう。あるいは、指定管理者が利用料金等を設定する形になるが、例えば、より使いやすい利用時間の設定で、条例上は1日の時間だが、例えば、それを午前、午後、夜間、あるいはもう少し区分をして、例えばサークルで2時間ぐらいでというときに、午前2こまとか、これは今後、指定管理者との協議になるが、そういうこともあろうかと思っている。いずれにしても、使いやすいような施設としていきたいと考えている。

○江成委員 わかった。やはり積極的な支援がないと、なかなか目標の達成が難しい面もあるのではないかと思うので、ぜひ、お願いしたい。

関連して、この施設を使った文化活動が豊かに行われるということを想定すると、当然、地域の方がより多く参加する、利用する、あるいは地域から離れた方も、その施設で行われる文化活動を通じて、文化の豊かさを享受していくことが必要と思う。そういう意味からすると、交通アクセスという点では若干課題があると思うが、利用の利便性という視点で、何か工夫したことがあるのか。

○田中文化振興課長 こちらの施設は、城山の保健福祉センターの前に建設している。当初から、ぜひ駐車場を利用できるような形の整備をとということで、トータル80台の整備を目標としている。そういう中で、車での利用の対応、それから、今後、例えば利用するに当たって、公共交通機関の利用もお願いするような周知もしながら、ぜひ、この施設を使ってもらいたいと思っている。

○江成委員 具体的には指定管理者の活動内容に入と思うが、何か一定の催し物があつたときの参加をより容易にするような、例えば、運転できない高齢者も何らかの方法で参加しやすいような工夫が積極的に行われるよう要望したい。

指定管理者制度について何点か聞きたいが、杜のホールとかグリーンホールとか市民会館等は、たしか既存の5施設をまとめて指定管理とするということがあって、今回は、そのまとめた中に入っていないと思う。城山

文化ホールについては、独立して指定管理者を募集するようだが、どういう考え方なのか。

○田中文化振興課長 文化会館ほか5施設については、平成21年度から25年度、一括で指定管理をしている。城山文化ホールについては、施設の特色の中で、地域の交流を目指してということもあり、指定管理を24年度、25年度の2年間の募集として、地域の交流拠点という中での活動状況を勘案しながら、26年度からの指定については検討したいと思っている。

○江成委員 そうすると、既存のものは5つまとめてだが、2年間終わった26年度からは、6つがまとまるかもしれないということでもいいのか。

○田中文化振興課長 6つがまとまる可能性もあるし、この施設1カ所で地域の交流拠点としてということもある。それについては、24年度、25年度の利用状況、活動状況等を勘案しながら検討していきたいと思っている。

○江成委員 既存の5つをまとめて1つの指定管理でという方式をとったことについて、それなりの理由が設定されたと思う。それぞれの施設間の一体性というか、統合性みたいなものを重視するというか、それから、具体的な事業も、全体を俯瞰した中で事業展開が図られるというメリットが語られていたと記憶しているが、時間的、時期的なずれがあるということで当然かと思うが、城山文化ホールについては、地域の特性を生かすということが、かなりキーワードとして語られていて、そういう意味からすると、既存の5つの文化施設についても、旧相模原市に集中しているとはいえ、それぞれの地域性を持っているわけで、今度、6つをまとめる可能性も語られるとしたら、やはり、その辺の考え方を一定整理しないと、あるところは3つとか4つでまとまるが、あるところは独立しているということでは、全体の整合性としてどうなのかという感じがするので、次の指定管理のサイクルのときには、その点を十分検討した上で、旧市を中心とした文化ホールをまとめてという指定管理のあり方についても、見直すことも含めて検討してもらいたい。

それから、ホールの利用等に関連して、閉館時間がいろいろ幅を持つと

ということだが、指定管理の関係でいくと、その日の会館の利用状況によって閉館時間が違うということについて、指定管理者の運営というか、職員配置のローテーションということも相当複雑になって、難しさが生まれるのではないかと思う。この点は指定管理の条件にもかかわってくると思うが、どんなふうに勘案されているのか。具体的にいうと、閉館する日が多くなれば、その間は職員の配置が必要なくなる、職員を早く退室させることも可能で、そうすると、条件がでこぼこになってくると思うが、この点についてはどう対応するのか。

○田中文化振興課長 ホールの利用の有無の閉館時間の関係で、職員の配置だが、今後の指定管理者との協議になろうかと思うが、1つの想定としては、予約が入っていれば10時までの勤務のローテーションという形で考えてもらうようになろうかと思う。また、予約が入ればローテーションの変更もあるだろうが、入っていない場合には6時までというシフトにして、急に利用したいという話があった場合には、勤務の延長という考え方で、指定管理者と協議する形になろうかと思う。

○江成委員 わかった。いろいろ苦勞が多いと思う。地域の住民ニーズへの対応と、指定管理者を中心とした具体的な運営をより効果的、効率的にやるにはどうしたらいいのかという命題と、時には重なり、時には相反することも起こり得るのではないかと考えるが、あくまでも住民、市民のための施設だから、まず、その点を第一の視点に置いて、せっかくできる城山文化ホール、地域に根ざして、市民文化の振興に大いに役立つ形をぜひ追求してほしい。

○松永委員 この城山文化ホールは、ほかのところと違って、5つまとめた指定管理ということではなく、2年間については指定管理も別の形でやっていくという、地域の特性を生かすという意味の具体的な中身上の問題とか、あるいは地域との関連でどんな違いがあるのかという点については、具体的なイメージがつきにくいですが、この辺はどのように考えているのか。

○田中文化振興課長 この施設は、全市的な施設であることは違いないが、城山地区へ施設が設置されたということである。城山あるいは津久井地域の土地の状況、あるいは近隣施設の配置状況、それから、現在、保

健福祉センターあるいは公民館等で利用している方々の状況の中で、地域の皆様の意見をもらいながら、地域の特性ある事業を展開していきたいと思っており、今、具体的にこういう事業ということは言えないが、そのような考え方の中で進めていきたいと思っている。

○松永委員 これから地域の方との検討も進めていきながら、地域の特性を生かした事業を展開していくという答えだったので、ほかの施設と何が違うかという、やはり、なかなかわかりにくい。ただ、これは城山のふるさと創生基金ということで、そもそもの出発点が大きく違うということはある。そういう点で、例えば利用上の地域優遇といったこともあるのかと想定するが、申し込みや事業の優先というところで何かあるのか。

○田中文化振興課長 利用上の優先だが、1年前からの申し込みという予約の中では、その期間よりも前に利用を申し込めるかどうかということも一つ議論かと思っている。そういう中では、他の施設も同じような考え方はあるが、例えば地域全体の行事として使う、あるいは式典で使う、そのような行事であれば、指定管理者との協議の中で、先に施設利用の予約をとれるということは想定されるのではないかと思っている。

○松永委員 今の答えで、特性を生かすというイメージが少しついたので、その点は了解した。

それから、稼働日数、推定70%という点についてだが、これは現行5施設の平均からとっている数字なのか、この数字の根拠について伺う。

○田中文化振興課長 利用率の想定だが、実は現行の文化施設というよりも、城山文化ホールの近隣施設、杜のホールはしもと、サンエールさがみはら、津久井文化福祉会館、城山保健福祉センター、城山公民館、これらの利用実績から平均して出させてもらったところである。

○松永委員 私は、地域に根ざした文化施設がふえていくことについてはよしとする立場にあるが、今、市民の非常に厳しい家計の状況の中で、文化施設等を利用して文化活動をするというのは、もしかしたら少しダウンしてきているのか、家計の状況にかかわらず、定年退職した方々がどんどんふえていく中で、趣味、娯楽等あるいは芸術文化活動を積極的にという層が人数としてふえてきているから利用が上がってきているという状況にあるのか、全体的な文化施設の利用状況の推移というところでは、いか

がか。

○田中文化振興課長 全体的な利用状況の推移だが、他の施設の平成20年度と21年度の利用率をいうと、例えば、グリーンホールについては、20年度は91.8%だったが、21年度は97.2%、杜のホールはしもとのホールが平成20年度が91%で、21年度が94.9%ということで、2つの例だが、この2年間で利用率としては上がっているということで、公共の施設を利用しながら、文化的な活動をしているという側面があるのではないかと考えている。

○松永委員 その点では、やはり、ニーズというところでは高まっているということを感じている。

それから、今回、有料部分の利用がないときには閉館するというところで、コスト削減なのだろうと思うが、なぜ、この施設については、この考え方をとるのか。

○田中文化振興課長 ギャラリーは独立していないということで、一体的な施設であるということと、ギャラリーの利用形態としては、大体、想定としては1週間ぐらい利用して、見学者もいるという中で、夜間の利用想定数、あるいはその時間に対する施設の管理費、光熱水費や職員の賃金等を勘案した中で、多目的ホール及びリハーサル室の利用がない場合には、ギャラリーは利用できないという形にさせてもらった。

○松永委員 今のは、こういうふうにするという答えなのか。施設についてそのようにするのは、どういう考え方に立っているからなのかを聞いた。

○田中文化振興課長 この施設は、特色のある無料の開放できる施設という形でギャラリーを設置させてもらった。そういう中で、ギャラリーの利用について、明確に示していきたい。例えば、市民ギャラリー等の展示時間は午後7時までだが、こちらは施設のあいている時間は使うことが可能と考えており、地域にできるだけ多く使ってもらいたいという中で、10時までの利用も可能ということである。

○松永委員 今の答えでは、むしろ、10時までという延長によるギャラリー利用の皆さんへの利益の拡大を求めたのかと考える。無料のギャラリーがあるというのは、市民に非常に求められていたことだと私は感じ

ている。というのも、市民から、自分たちがやってきたことについて公開したい、地域の皆さんと交流したい、ただ、そういう場所が有料で、なかなかないという相談とか悩みを受けたことがあって、例えばＪＲ相模原駅ビルの市民ギャラリーも一定の料金がかかるから、特に収入がない団体が、日ごろのいろいろな活動の展示をしていく場面、場所がないということで、今回、こういう場所ができることで、大変期待しているし、喜ばれるだろうと思っている。

そういう点で、先ほど交通アクセスの話があった。駐車場についても、一定の台数を確保しているということなので、大人の方々が利用する分には、一定、その点で大丈夫かと思うが、同時に学校の利用のときに、施設の利用そのものは減免になっているかと思うが、バス利用というのは今どうなっているか。

○田中文化振興課長 学校の利用については、それぞれの学校の行事の中で対応しているのではないかと考えている。

○松永委員 もしかしたら教育委員会の関係なのか、具体的に細かく把握していないし、私の質問もこの場面ではなかったのかと思うが、ここは無料のギャラリーが存在することと、生の芸術、文化、音楽等々に子供たちが接する機会が多くなる可能性のある場所ができたということで、とても期待しており、そういう点で、アクセスの点を心配した。

最後に、施設利用料の点で、他市ときちっと比較していない時点での質問で申しわけないが、前に、町田と比べて相模原の文化施設の利用料が高いという市民の声を聞いたことがある。今、把握しているところだけでもいいが、同じような内容の施設の利用料の比較という点ではどうか。

○田中文化振興課長 利用料については、施設の運営費から、実際にかかる経費等の中で算出し、また、近隣の各施設等の中で決定しているところだが、私の資料では、県が設置している相模湖交流センターについては、多目的ホールの平日の利用料金が全日２万５００円、同じく県で、藤野の芸術の家もクリエーションホール、多目的ホールがあるが、平日で２万３８０円という状況である。

○松永委員 市民の中で貧困とか格差が広がる中、文化、芸術、スポーツ等の享受についても格差が出ているということを私はつくづく感じて

いるので、運営費等について、また、これまでの他市との比較等々で設定していくという考え方のようだが、同時に、公平に平等に、同じようにこういういったことについて享受できるために、利用料がどうあるべきかという視点も持ちながら、ぜひ、だれもが利用しやすい料金設定についても検討してもらいたいと要望する。

○阿部委員 議論もあったかと思うが、確認したい。相模原市立城山文化ホール条例ということで、名称に関して、ほかの施設は、愛称をつけたり、ネーミングライツをしたりという部分があるが、地域事情がある場合も考えられるので、城山文化ホールの名称について、市としてどうするのか、改めて確認する。

○田中文化振興課長 今回、条例で出させてもらったのは、条例上の名称ということである。実は、いろいろな施設については愛称を募集していることが多くて、小田急相模原交流プラザについても、愛称の募集をして、決定している。そのようなことから、この施設については、愛称という形で、今後、地元の皆様の意向を聞きながら、検討していきたいと思っている。あわせて、ネーミングライツについては、今回、グリーンホールがなかなか手が挙がらないという中で、今後、施設全体のあり方も含めて検討していきたいと思っている。

○阿部委員 愛称を募集するのはいいが、全市的に広く知らしめるという意味もあって、広く募集するのだろうが、地域事情もある施設ということなので、地域の方々に愛されて、利用されやすいという視点と、今の答弁からも両方わかるが、その辺の具体的な考え方というのは何か持っているのか。地域の方に主に決めてもらうのか、全市的に決めていくのかという部分があると思う。

○田中文化振興課長 先ほど例に挙げた小田急相模原交流プラザの愛称選考については、選考委員に相模台地区のまちづくりの活性化協議会の会長、あるいは小田急相模原駅の市街地再開発組合の事務局長等が入っている。そういうことも勘案して、また、地域の皆様に親しまれる施設ということでは、城山文化ホールの選考委員については、今後検討させてもらうが、例えば、地域の文化団体あるいは自治会あるいはまちづくり会議の方たちに入ってもらいながら検討していくのだろうとは思っている。

○阿部委員 その辺の事情はわかった。

あと、日本語的な質問を一つするが、第2条で、文化芸術活動と交流活動がメインだということで、文化ホール条例というふうに出ているが、実質、多目的ホールがメインということで、相模大野の人と話しているときに、座席のない形で立食パーティーみたいな使い方ができて、かつ、座席が出てコンサートなどを見たりできるのは、日本語として、みんな多目的ホールというのかという質問を受けたことがある。調べたが、そういう場合とそうでない場合と両方あるみたいで、今回も、ほかにホールがあれば、ここは多目的ホールでいいと思うが、ほとんどメインが多目的ホールのための施設ということなので、日本語としてこういう言い方をしているものなので、こういうふうに呼んでいるならそれでもいいと思うし、そうでなくて、多目的に利用するから多目的ホールであるならば、私は、もっとほかにもいろいろな施設があるので、通称として使ってしまったという考えも一つだが、相模原市として、こういう施設はこういうふうに呼ぶというものを全国に発信してもいいと思うが、現状、考えを伺う。

○田中文化振興課長 多目的ホールの名称だが、いろいろな目的で使えるという意味合いで、多目的ホールという使い方をしていると思っている。そういう中で、例えば他のホールについても、グリーンホール相模大野でも多目的ホール、あるいは杜のホールはしもとでは多目的室、あるいはオダサガプラザについても多目的ルームと、多目的という言葉を使っていることから、本文化ホールについても、多目的ホールという形でつけさせてもらった。

○阿部委員 形状がほとんど同じで、多目的ということで、大分通じているのでいいと思うが、これからネーミングライツの件も含めて、お金をかけずに知恵を出すという部分で、いろいろ工夫できるところはもっとあると思うので、特に積極的にそういう部分をやっている緑区にある施設なので、問題提起ではないが、ぜひ、やれることは踏み込んでもらいたいという意見だけ述べて終わる。

○小林（一）委員 何点かまとめて伺う。現状の建設の進捗率。それから、客席数が幾つだったのか。それから、杜のホール等のレベルと比べての残響の数値的なものを比較して、例えば、クラシック等に耐え得るも

のかどうかという点について伺う。

○角田公共建築課長 現在の工事の進捗状況だが、基礎工事をやっており、地中張りというが、ベースの工事をしている。進捗率については、おおむね10%程度である。残響時間だが、グリーンホールは1.6秒ぐらい、城山文化ホールは空間が小さいので0.7秒ぐらいが限度で、主に講演に適している。音楽についても、小さいホールだから、直接音はストレートに聞こえるので、聞きざわりが悪いということではない。

○田中文化振興課長 座席数だが、多目的ホールは298席である。

○小林（一）委員 この条例が成立した後、当然、指定管理者募集と選定というスケジュールがあると思うが、その点について伺いたい。

もう1点は、利用の形態で、利用料の関係だが、この規定以外で、例えば、仕込み等で、もっと早い時間から使いたい、あるいは午後だけ使いたい、仕込みがあるので、その前の1時間とか2時間とか借りたいという、1日の10%と書き込まれているが、刻んで借りることも可能なのか。

○田中文化振興課長 1点目のスケジュールだが、現在、予定としては、募集要項等については、大体5月ぐらいから配付したいと思っている。それに伴って、説明会あるいは現地の見学会等もあろうかと思うが、そういう中で、申請の受け付けについては、5施設の指定管理のときには大体7月から8月で、そのような日程をというふうには考えている。その後、選考を行って、選考委員会を開催して、指定管理者の議決について、12月議会に提案させてもらえればと思っている。議決してもらった後、指定管理者を指定して、来年1月から3月までに、協定書の締結をしたいというスケジュールを想定している。

延長にかかわる利用料金については、利用時間の中で利用してもらうということで、今後、指定管理者の中で調整するが、延長時間1時間につき、基本料金の10%を乗じた額にするということについては、利用の承認時間——午前、午後、夜間という中で利用して金額を支払ってもらうという考え方で、それを出た場合は1時間につき10%を乗じた額とするという考え方である。

○小林（一）委員 利用料金の関係だが、刻んで使える施設もあるように思うが、現状どうなっているか。

○田中文化振興課長 例えば市民会館等も時間貸しをしているので、そういう中では刻んで利用してもらっているところはある。

○小林（一）委員 ぜひ、そういう形を希望するので、よろしくお願いします。

○東條委員 減免規定というのは、条例に書かれるものなのか、指定管理の方で決めるものなのか、教えてほしい。

○田中文化振興課長 第9条の利用料金の減免ということで規定したく考えている。指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、または免除することができると書かせてもらっている。規則については、今後、決定してもらった後、正式に決定したいと思うが、他施設においては、減免については、規則の中で、入場料その他、これに類する料金を徴しない場合で、指定管理者が、市民が行うさまざまな文化芸術活動及び交流活動を通して、豊かな市民文化の振興を図るための事業に関する業務のうち、市長が別に定めるものに利用するときが100%、あるいは指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を得たとき、市長の承認を得て、指定管理者が定める率と定めているもので、他の施設と同じように定めをさせてもらいたい。

○山下委員 確認したいが、70%の利用率ということで、参考にしたのが周辺施設の利用率ということだが、先ほど、杜のホールは94.9%で高いということだったが、ほかに参考とした施設の利用率がもし出ているのであれば、何施設か出たのを教えてもらえるか。

○田中文化振興課長 利用率を定めたときの21年度の利用実績だが、1日単位の利用率は、サンエールさがみはらは、ホールが61.4%、多目的ホールが75.3%、城山保健福祉センターは、こま単位だが、46.4%という利用実績に基づいて算定した。

○山下委員 先ほど、津久井文化会館と城山公民館があったが、そちらもわかるか。

○田中文化振興課長 津久井文化会館は日単位で39.6%、城山公民館は、こま単位で72.9%だった。

○山下委員 施設の内容によると思うが、結構、数字にばらつきがあると思った。近隣に新しく施設ができるということは、住民にとっては選

択肢がふえるということで、いいことだと思うが、既存施設の利用率が選択肢がふえたことで下がってくると思う。きっと、その差別化等も必要になってくると思うので、その点も、公共施設の有効利用という点で一考いただけたらと思う。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 15 号相模原市立城山文化ホール条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第 15 号は可決すべきものと決した。

休憩する。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

○大神田委員長 再開する。

◇○◇

議案第 24 号 工事請負契約について（（仮称）緑区合同庁舎建設工事）

議案第 25 号 工事請負契約について（（仮称）緑区合同庁舎建設電気設備工事）

議案第 26 号 工事請負契約について（（仮称）緑区合同庁舎建設空気調和設備工事）

○大神田委員長 議案第 24 号工事請負契約について、議案第 25 号工事請負契約について、議案第 26 号工事請負契約について、以上 3 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○長沢企画市民局長 議案第24号から議案第26号までの工事請負契約については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○松永委員 今回の24号議案については、WTO案件ということで、政令市になって、当市で初めてのことで、こうした案件が、入札の条件の上でどういう違いがあるかということについては、例えば入札の参加条件設定の禁止とか、最低制限価格設定の禁止とかの話があったが、ほかにも何かあるのか。

○高梨契約課長 WTO政府調達協定の適用案件は、事業所の本店所在地要件を設けることができないこととか、最低制限価格を設定できないということがある。それ以外には、全世界というか、広く一般競争入札の公告をするので、入札から開札まで少なくとも40日間の入札公告期間を設けるとか、通常だと公告した時点で入札参加登録している業者しか参加できないが、WTOの場合には、その公告を見てから参加登録をし、その間に参加登録の審査をするといった違いもある。

○松永委員 今回、大変な落札率ということで、これまでにない数字に驚いている。ただ、今回の相模原の場合は、他の政令市で出ている数字と比べて、決して低いとか、異常な数字ではないという説明も受けたが、その中で、低入札価格調査というのをやっているが、これは主にどういう内容で、どういう目的でしているのか。

○高梨契約課長 最低制限価格を設けることができないので、一定の調査基準価格という価格を下回った場合には、目的としては、その金額で、その工事の履行が確実にできるのか、そういった視点で調査を行う。項目としては、業者が入札価格を見積もった積算の内訳書とか、あとは市内近隣で工事を持っていれば、そこの資材の集中購買といったことで低価格ができるということからも、手持ち工事の状況とか手持ち資機材の状況、あとは労働者の供給の見通しとかを書面を出してもらって調査をしている。

○松永委員 今、相模原でも、公契約条例の制定に向けての検討が最終段階に近い状況になっている中で、公共工事の低入札というものが、下

請企業の労働者に適正な賃金がきちっと払われているのか、それから、公共工事の質ということで確保できる価格になっているかということについて、公契約条例で考えていこうということだが、こうした低入札の落札率ということになると、労賃へのしわ寄せというのは、やはり非常に心配されるが、下請等々で労賃がどうなっているのか、ワーキングプアの心配はないのかという調査は、こうした案件でもしたのか、することはできるのか。

○高梨契約課長 今回の案件について、労働者へのしわ寄せの部分だが、今回の低入札価格、23億を超えるWTO案件で、大規模な工事ということもあるので、業者からの積算内訳書の内容を見ると、工場製品等の仕入れの部分の資材調達、あとは手持ち資機材とか周辺の手持ち工事の状況、そういったところの項目のコストダウンが見受けられ、例えば鉄筋工とか型枠工とか、どちらかという労務が中心の工種については、ほぼ、市の当初の設計金額に近い見積もりに構成されていたので、今回の入札価格では、労働者へのしわ寄せといった影響はないという判断で、落札決定をした。

○松永委員 市の設定していた型枠工の初めの設定に近かったので、その辺は大丈夫だろうと判断したという答えだったので、その辺のところは、そういうふうに見ていかざるを得ないと思っている。

それから、今回の24号議案は、初めての案件なのに、談合問題があって、マスコミにもぎわしたということで、スタートとして非常に問題だと思っている。経過について、本会議の中でも触れられていたが、まず、談合情報が2回あった。初めのときは一たん中止をして、再度、入札したということだが、1回目の談合情報は、どこに、どういった内容で入ったのか。

○高梨契約課長 当初の談合情報だが、記者クラブにファクスがあり、入った。内容については、警察とか公正取引委員会等に報告するので、特に公表していない。

○松永委員 そうやって談合情報が入ったということで、市としては、どういうふうに対応したのか。私たちはメール等で情報を受けているが、確認の意味で、そうした情報があったときに、市としては、関係事業者に

対して、どういう対応をしたのか。

○高梨契約課長 談合に関する情報が寄せられた場合には、市の談合情報対応マニュアルに基づいて、今回の場合は、共同企業体に参加条件だから、談合情報の内容に基づいて、全共同企業体のそれぞれの代表者を契約課に呼び、事情聴取を行った。ちなみに、談合情報対応マニュアルに基づいて事情聴取した結果についても、公正取引委員会と警察に、後日、通報、資料提供している。

○松永委員 その後、2回目の情報が入った。それは市のどこに、どういう内容で入ってきたのか。

○高梨契約課長 二度目の情報は契約課に寄せられた。内容については、報道機関等に予定価格が類推できる数字に関する情報ということで説明しているが、詳細な内容については、先ほどと同様に非公表とさせてもらっており、この内容についても、公正取引委員会、警察には、すべて情報提供を行っている。

○松永委員 しかし、そこで一たんは市としての判断をもって、入札を中止している。そうすると、1回目のときは各事業者を呼び出して調査をして、そのときには中止はしなかった。2回目については、予定価格が類推される情報だったので、信憑性があると判断したのか、一たん中止したということだか、信憑性の判断というのは、何を根拠に行ったかという点についてはどうか。

○高梨契約課長 二度目の情報は、予定価格が類推できる数字に関する情報、こちらの内容を確認する中で、信憑性があると。そういった情報で、入札参加者がどういった状況になるかというのは、日にちとしては、直前に1回事事情聴取を行っていたので、改めての事情聴取は行わなかったが、数字自体に信憑性があるという判断で、入札の公正性が確保できないということで、入札中止の判断をした。

○松永委員 2回目の談合情報から、今言った理由で、結局、中止をした、談合はあったというふうに判断したということは、当初の1回目の談合があるという情報も、結論として、正しかったといえるのではないか。そうすると、1回目に市が判断して、23社から聞いたが、ないと判断したという判断そのものは、非常に甘かったというか、この流れからすると、

談合についても断定できない、決定できないということになるのかと思われる。そういう意味で、談合マニュアルの調査の手順が適切なんだろうかと、逆にそこまでさかのぼって考えられるが、今回のことをどう総括しているのか。

○高梨契約課長 まず、私の言葉が少し足りなかった部分があるが、最初の談合情報と、その後に寄せられた二度目の情報は、いわゆる業者間で話し合いをするというか、談合情報とは違い、予定価格が類推できる、数字に関する情報ということで、市としては、別な情報というとらえ方をしている。結局、談合情報があった場合、市で事情聴取を行うが、過去の談合情報の例からも、市は捜査機関ではないので、踏み込んで、聴取に時間をかけてということがなかなか難しい。これはほかの自治体もそうだと思うが、そういった課題がある。事情聴取の段階で談合があった、ないと断言するのは、捜査機関でもなく、ノウハウもないところでは難しいということで、神奈川県などは談合が疑わしいというところで中止している例が、つい数日前、報道にあった。やはり、どこの自治体も断言までできないということで、疑わしい部分があれば中止する。それらの資料をすべて――捜査機関の公正取引委員会、警察に通報して、専門の捜査機関にゆだねるのが現状の対応でもあり、談合情報に対する発注者としての限界があるというところが課題かと思っている。

○松永委員 そうすると、1回目は入札参加者の談合についての情報、2回目は各社で協議してということではなくて、予定価格が類推できる情報ということで、価格の漏れというのがあったのではないかと今の答弁で受けとめた。また、今の答えで、捜査機関でないから非常に難しいというのは確かにそうかもしれないが、そうになると、今回、初めてのケースでこういうことが起きたとなると、再発防止という点では、これからも相当きっちりとしたものを持たないと、これが教訓になっていかない。市民の不信感、信頼を勝ち取ることはできないと思うが、今後について、こうしたことも踏まえて、再発防止に向けてどのような検討をしていくのか、現段階での考えを伺う。

○高梨契約課長 情報管理はこれまでも徹底しているし、今後も庁内に周知徹底したいと思うし、談合関係についても、談合に関することがあ

った場合、発注したときに後で談合の判断ができないから、例えば工事中に法令違反等が確認できた場合の罰則規定——今もあるが——他の自治体はどうかとか、あとは談合が行われにくい制度といわれているが、価格競争だけではなく、業者の工事成績とか、工事に対する施工計画を出させるような総合評価、そういったものが談合が行われにくい制度の一つといわれているので、そういったものをこれから拡大していきたい。再発防止という意味ではちょっと広いかもしれないが、今後、取り組んでいきたいと考えている。

○松永委員 今回、政令市ということで、23億円以上はWTO案件になるようだが、今、TPPの問題等があって、TPPとの関連で公共工事等への影響も起きる可能性もあると考えているが、この23億円という数字は、どこで決まった数字で、これが今後さらに低くなっていくことは想定されるのか。

○高梨契約課長 工事の場合でいえば、23億円という規定については、2年に一度、総務省が告示を出す。22年度、23年度は、工事の場合は23億円である。その前は26.1か3か、今数字がはっきりしないが、2年後ごとに変動するから、また変わっていくと思う。多分、そのときどきのIMFの算定数字をもとに総務省が告示を出すと承知しているが、そういったところで前後はしていくものと思う。

○江成委員 いろいろな情報によって、延期、中止という経緯を経て、新たに一部を変更したり、いろいろ苦心をして工事契約まで来てるという経過だが、二度延期して、全体として、予定の時期よりも延びてしまった。このことによって、当然、一定の損害が発生していると思うが、それについてはどのようにカウントしているのか。カウントできる範囲の損害はどのようなものがあるのか。金額という意味だけではなくて、この際、明らかにしてもらいたい。

○小森管財課長 今回の工事延期に伴った影響という面で言うと、1つには、今、シティプラザはしもとの5階の一部を賃借料を支払って借りている。そこの賃借期間が二、三カ月延びるので、賃料が余計にかかる。なるべく早く、借りるか借りないか、これからだが、それも含めて、どちらにしても原状復帰したりということもあるので、この時点で何カ月にな

とも言えないが、若干、一、二カ月延びる可能性が出てくると考えている。

○江成委員 賃借料というのは当然上がると思う。賃借料で、仮に一、二カ月ということであれば、どんなふうに見積もることができるのか。それから、単に金額の問題だけではなくて、予定の時期、スタートがおくれるわけだから、その点の影響等については、どう考えているのか。

○小森管財課長 月額 of 賃借料でいくと、今、シティプラザはしもとは大体年間で1億円ぐらいだが、島崎ビルというビルも借りていて、そこと5階の分で、年間1億円ぐらいかかっている。月額で言うと、恐らく1,000万円ぐらいだが、そういう中で、その部分が一、二カ月分かかるということ。それから、工事の延期に伴い、当初、24年12月ぐらいに完成させて、その後、引っ越し等々もあるので、25年1月に供用開始、オープンさせたいと考えていた。今回の延期に伴い、その部分がどうしてもおくらせてしまうということで、工事の完成時期については、2月中旬ぐらい。その後、3月中旬に引っ越し等を完了させてオープンという予定になる。

もう一つ、これにあわせて立体駐車場を建設するという話があって、こちらにもそれに伴って、ここで設計の契約をしたところだが、前回は設計期間が十分でなかったということで、8月いっぱいまでを契約期間として設計し、工事案件なので、12月議会に上程させてもらう。その後、24年に入ってから工事ということだが、これも供用開始にあわせてできるような形で進めていく。

○江成委員 言うまでもなく、おおむね2カ月延びてしまうということだから、単純計算しても、金額では2,000万ぐらい。それ以外にも波及的な損害があると思うが、これは延期、中止をしたからというよりも、こういう経緯の中で延期、中止は当然だと思うし、やはり談合を疑わせるような状況があったことによることだから、大変重大な問題だと思う。市民の信頼ということも含めて、いろいろ対応を図ってもらっているということだが、事情聴取で確認した。しかし、1回目の段階では、はっきりできなかった。そして、延期をして再度やったら、今度は予定価格が類推される状況になった。予定価格が類推される状況が生まれたということは、入札情報が不当に漏らされたという可能性を考えざるを得ないが、この点

についてはどういう対応をしたのか、あるいは、対応はしなかったのか。

○高梨契約課長 中止の判断をしたということでは公平性の確保ができないという判断をしたことと、対応としては、寄せられた情報を公正取引委員会、警察にすべて提供したところである。

○江成委員 予定価格が類推される情報があったということだから、類推される情報というのは、もともと、だれが持っているのか。

○高梨契約課長 その内容については、公正取引委員会、警察に情報提供した際に相談しているが、捜査機関の活動に影響が生じるということで、内容のコメントは控えさせてもらいたい。

○江成委員 私が聞いているのは内容ではなくて、そもそも、そういうことが類推される情報は、その時点でどこにあるのか。情報があるから、それが伝わって類推されるわけだから、その情報がどこにあったのかということを知っているわけで、内容が言えないというなら聞かないが、その点はどうか。

○高梨契約課長 済まない、もう一度お願いします。

○江成委員 予定価格に関する情報がどこかになれば、類推されるということは起こり得ない。それが出たわけで、どこかにあった。それは一体、類推されるような状況のときに、どこにあったのかということを知っている。

○高梨契約課長 工事案件で予定価格があらかじめわかるのは、契約課と設計を担当している課と予算を担当している課になるかと思う。

○江成委員 警察ではないからこれ以上しないが、要するに、この問題をめぐる状況が極めて深刻なのは、談合があるのではないかという一般的な不信感だけではなくて、言ってみれば、情報の管理なり、情報がどう扱われているかということに対する信頼を損ねる状況にもあるということ、やはりこれは強く認識して——いろいろな対応をしていることは評価しているし、総合評価方式をやっても談合が生まれているという報道もあったりして、この問題の難しさは私なりに認識しているが、やはり、相当深刻に受けとめて対応しないといけないのではないか。この時点では、その辺にとどめておく。

関連して、記憶があいまいなところがあるが、2年ほど前までは、予定

価格の事前公表制というのがあって、これが事後公表に切りかわったと思う。そのときにも一定の議論があって、そもそも予定価格をどう位置づけるかということについては、以前は事後公表というのがあって、それだと情報が漏れるとか、いろいろ問題があって、そういう段階で直接苦労するのが、職員のレベルにも、そんなことが全然ないのに、今のように類推される状況が生まれるということで、事前公表にしてしまうということがあって、それがまた戻ったという経緯があるが、今度の事案で起きた経緯を考えたときに、事前公表、事後公表の問題について、どう考えているのか伺いたい。

○高梨契約課長 確かに、以前、予定価格が事前公表だったものを、21年度、事後公表に移行した。国の入札の適正化に関する法律が十六、七年ごろ成立して、要は不適格業者の排除というか、予定価格を事前に出すと、それが目安になって、国では安易な見積もりと呼んでいるが、そういった入札参加状況を排除するために、国も事後公表だし、努力義務の範囲だが、地方自治体もそういうふうにしなさいという指針がある。今回、こういった状況があったが、契約課としては、予定価格というか、設計、積算に関する情報は、事前でも事後でも内部情報だからきちんと取り扱わないといけないし、今回のことがあったから、直ちにもとに戻すということは、今のところ考えていない。情報管理の徹底を図っていくことで対応したいと考えている。

○江成委員 当面の結論はそれでいたし方ないと思うが、市民の信頼に直結する重大な問題を含んでいるわけだから、よく検討してもらって、当たり前のことだが、信頼なくして行政の推進ということはあり得ないから、何よりもそれを大事にするにはどうしたらいいのかという視点に立って取り組んでもらいたい。

最後に、細かい話だが、警察、公取に通報したという話については、代表質問でもペナルティーを科すべきではないかという指摘があって、談合の存在そのものを確認できなかった、したがって、ペナルティーも生じないという話だった。しかし、一方では、先ほど来言っているような、具体的な損失なり、信頼性に対する重大な問題も起きているわけで、はっきりしなかったからペナルティーを科さなかったというだけでいいのかという

点について、若干思いの残るところがあるが、警察、公取のその後の対応はどうなっているのか、知り得ている限りで、あれば伺いたい。

○高梨契約課長 当初の入札中止を行って、情報提供した後だが、警察からは、本市の入札契約制度の制度内容の基本的な部分も含めて、当初の談合情報に関して質問等は寄せられているところがあり、それに対応している状況はある。そういった意味で、今、各捜査機関でその取り扱い状況がどういう段階なのかというのは、もちろん、聞いても教えてくれないが、そういった質問等には対応している経過があるので、そういった意味からも、内容についてはコメントする段階ではないと考えている。

○江成委員 わかった。いずれにしても、もやもやとしたものがあるが、はっきりしない。だけど、はっきりしないからそのままという、うやむやという言葉は使わないが、なかなかそこから先の手だてがないということでは、いけないのではないかと思う。市民の信頼と公正な取引がきちんと行われるような環境をどうしたらつくれるのかということについては、今後も十分研究、検討してもらって、取り組みを進めてもらいたいと要望して終わる。

○古内委員 建て上がった後の対応について伺いたい。緑区の合同庁舎の横には、比較的大きな橋本公園がある。合同庁舎の近くに隣接して公園があるのは珍しいと思う。この利点というか、せつかくの立地条件をうまく使う手だてはないかということで、例えば74ページの4階平面図で、健康増進室とかもあるが、恐らく、これは介護予防とか、いろいろな面で運動する部屋、また、会議したりする部屋なのかと思う。その横に調理実習室があるが、例えば、この公園を使って運動したり、また、調理実習室ででき上がったいろいろな食べ物を隣の公園で食べたりとか、そういうふうによく活用できると思う。この点についての検討はまだしていないかもしれないが、もし検討しているようであれば伺いたい。

○内田介護予防推進課長 現在、高齢者向けのさまざまな事業をやっている中で、認知症予防のための教室とか、閉じこもり予防のための教室などがあり、そうした活動をするときに、外へ出ることがある。例えば、天気の良い日にみんなでピクニックということで橋本公園を散策するとか、そうした活用もできるのではないかと考えている。

○古内委員 今答弁してもらったが、せっかくのこういった立地条件、うまく生かして、工事の着手段階、今からいいものをどんどん検討してもらって、施設のよさをアピールできる工夫をしてもらいたい。

○稲垣委員 予定価格と調査基準価格があって、予定価格 27 億 6,800 万、落札が 18 億だから、かなり差があって、皆さんが心配したり、どういうことだということだと思うが、この辺の感想があるか。

○高梨契約課長 予定価格は、設計を担当する部門で、国なりで定めている公共建築工事の積算に関する基準、あとは積算資料を積み上げて算出された金額である。調査基準価格は、国が低入札調査制度を行う場合のモデル式というのを示している。細かく言うと、設計書は直接工事費とか共通仮設費という区分に、それぞれ分かれている。直接工事費の 95%、例えば共通仮設費の 90%、そういった一定の率を掛けて足した数字を調査基準価格にしようと、国が示しているモデル式を本市も採用している。それに対して、今回 66%という低い落札率になったが、一般的に言われている話ですと、大規模な工事は、資材調達とか技術的な工夫が、対象が大手業者になることもあるので、大量購買、集中購買等で低入札が可能になってくると言われているので、例えば 5 億とか 10 億を超えるような大規模工事をよく出す都道府県レベルだと、最低制限価格ではなく、10 億とか一定規模以上の工事は低入札調査でしようという制度をしているところもある。そういう意味では、規模の大きさが低入札の方に反映できたのかというふうには考えている。

○稲垣委員 そこはわかった。

 これだけの低価格で大丈夫なのかと素人は心配する。設計あるいは管理、十分した上で工事は仕上げるということだと思うが、その辺のチェックというか管理、完成までの考え方というか、どういうふうにするのか。

○角田公共建築課長 設計図書、特記仕様とか図面をもとに工事は施工される。そういった中で、特記仕様なり設計に明記されたものを変更するのは設計変更になるが、額に関係なく、市の工事担当課は、設計図書どおりに施工させる。それが職務だし、また今回、設計を実施した設計事務所に管理を委託する予定である。そういった中で、設計図書にのっとった適切な工事管理をしていこうと思っている。

○稲垣委員 そこはしっかりお願いしたいと思うが、2年間の工事中に、価格、物価の変動ということがあって、この間も土木の問題があって——土木と建設は中身が違うと思うが、価格の変更というのが起きないとも限らない。それで、先ほど話があった、安くした理由の中に、資材が共同調達とかとあるが、その部分が値上がりしても、これを認めるのか。変更要件というのはあると思うし、金額の率によってもあるが、中身のチェックはどういうふうにするのか。

○高梨契約課長 継続費、今回の場合は2年だが、長い期間だと、物価が上がる場合も下がる場合も考えられる。特に平成20年に燃料類とかアスファルト類が上がったときに、私ども、単品スライドといった制度を発動した。例えば、今回の工事で、今後契約期間中、ある部材が全体工事費を1%以上変動させるぐらいの値上がり——下がる場合もあるが、そういった場合には、1%を超えた金額は変更の対象としようというふうにやっているので、そういった意味では、業者がその間の物価の変動をすべてリスクを負うということではなくて、一定のルールに基づいて、物価の変動には対応する仕組みをつくっている。

○稲垣委員 それはわかるが、要するに、10億超すと、この調査価格が適当かどうかはわからないが、応札の中でも、20億7,000万ぐらいが一番高い業者である。要するに、今言うコストを下げた調査をして、18億でも大丈夫だと判断した。その理由は、鉄筋とかはこっちの予定と変わらないが、技術とか仕入れ調達をいっぱいしたから下がったという理解をしているわけだろう。いっぱい調達して、その価格だと思っていたものが、大量仕入れではないという形の中で値段が上がってしまったという——そのストックがあるからという意味なのか、大量仕入れだから、仮に値上がっても安くできるという判断なのか、今ストックがあって、この2年間大丈夫という判断のもとで、安くても大丈夫だと判断したのか、その辺のことを聞きたい。

○高梨契約課長 単品スライドを適用する場合には、実際に発注した後、業者がその部材を購入したときの伝票を出してもらう——実際にやる時には手続を出してもらうわけだが、当初の設計時というか発注時で、実際にはその部材を買うのが、例えば工期の後半、1年ぐらいたったころ

だとすると、そのころに業者が実際に購入した金額が、1年前よりかなり——おとしあったような燃料類、ああいったのでもし値上がった場合には、実際に購入したときの価格を比較して、設計変更の対象にするというルールになっている。

○稲垣委員 上がるものは上がったということで、業者に損をさせることはできないと思うが、私が何を言いたいかというのは、これだけの低価格で、一応チェックをした。部材もそういうことでも大丈夫という判断のもとでした。しかし、だれが見ても物価が上がっているということならいいが、コストダウンに工夫したという部分が、そうでない形で上がることが起きはしないかと、そこを心配しているが、そのチェックは大丈夫か。

○角田公共建築課長 契約上、単品スライドとか総合スライドという項目がある。ただし、その取引価格なり実勢価格に応じた差額の話で、スライドする場合は、やはり市が使っている単価のチェックとか、あるいは業者が申請を出す単価を十分チェックして、申請する単価が正しいか否かを含めてチェックすることによって、例えば低価格で応札しても、その辺はできないようなシステムになっている。

○稲垣委員 ひとつ、しっかりやってもらいたい。

○小林（一）委員 今、稲垣委員が聞かれたことは、だれしもが疑問に思った点だと思う。27億の予定価格が実際は19億ということで、日本のゼネコンの一流の業者が全部来ているわけで、今、サバイバルをしているというのがこれでよくわかる。ほとんどが大体同じ金額ということは、今の相場なのかという気はするが、そうすると、この予定価格というのは、国の基準でやったというが、何なのかと、多分、市民はすごくそういう疑問を感じたと思う。例えば、数日前の報道で、中国が建設ブームで、メーカーが鉄の資材を2割上げたいということを言っているので、これは即反映する話かと思う。そういう意味では、非常に心配なところである。技術的なもので、今後チェックするということが本当に大切になってくると思うので、職員も、そういう意味ではもっと研修を重ねて、国の基準などでチェックしていたのでは市民に大損をさせるという話になると思うので、そこは本当にしっかりと取り組みをお願いしたいと思う。

それから、一つ伺いたかったのは、素人判断で、坪に換算すると、建坪が床面積1万1,554.51なので、3,501坪と。建設の金額を坪で単価にすると、躯体だけで坪単価が55万である。それに電気設備、それから、空調をやると、大体、七十七、八万の単価ということで、我々は、公共工事の基準が適正なのかどうかというのは、例えばマンションの鉄骨鉄筋建てのものと比較すると、今言われているもの、今まで若干下がりぎみだったが、妥当な数字かとは思ふ。多分、業者もサバイバルで出してきた、ぎりぎりの数字だろうと思うが、公共工事の役所の建物と、我々がよく接するマンションと、建設工事の基準の違いがあるのかについて見解を伺いたい。

○角田公共建築課長 一般の民間のビルと今回の緑区の合庁の違いだが、緑区の合庁は、防災拠点となっている。そういった意味では、建築基準法があって、構造関係の規定が1.5倍の強度を持たせるという部分で、大分、民間とは違う建物になるのと、そのほかにバリアフリーとか、省エネとか地球環境に対しても配慮しており、今回、特に断熱効果の高いガラスとか、太陽光発電も採用している中では、一般の民間のビルよりコストがかかってくる状況である。

○小林（一）委員 大体、いつもそういう説明で説得されているわけだが、今回、例えば、他の電気設備工事あるいは空調工事が98%とか99%の落札率ということで、建設の方で66.36%というこの落差は、やはり、今の説明だけでは、なかなか納得は厳しいという感じもある。だからといって根拠を示せと言われると、こういう社会情勢の中で示すのが困難なところもあるので、そういう意味では、行政としても、ある意味で問われていることだと思うので、しっかりとチェック体制を研さんして、民間との交流をしたり、より一層、最先端の技術を導入してもらいたいと願う。

あとはWTOの関係で、今回23億円以上が初めて対象になったということで、いろいろな談合情報とかが入ったが、やはり、それはそういったことも関連しているのかなと。市もマニュアルどおりに対応しているし、そういった意味では、ある程度、国際規格でやった貴重な建設工事、全国で注目されている工事なので、それがまた、そういったことにつながった

のかということで、ある意味でいうと、そういういい方向において出てきた現象かと思っている。

○山下委員 確認だが、この３つの議案の共同企業体を組むに当たって、市外でなければいけないとか、市内でなければいけないといったたぐいの条件を、もう一度教えてもらいたい。

○高梨契約課長 まず、建築工事については、WTO案件ということで、市内に限った条件設定はできないことになっているが、業者は建設業法で何点という点を持っており、共同企業体の構成員に市内の業者も入れるような点数設定をした。電気と空調については、通常案件、WTOが適用していないので、電気工事については、市内に本店のある業者ということで、本店所在地条件を設けた。空気調和設備については、従来から空調を専門に取り扱える市内業者が少ないということで、空調を単独で出すときには、代表者、親の方を特に市内に限定せず、点数だけで条件設定をして、あと、構成員、子の方は市内業者という所在地条件を設けて、市外と市内という組み合わせで発注している。

○山下委員 電気と空調に関して、予算規模が近いにもかかわらず、市外と市内と分かれていることが気になったが、今の説明でわかったので結構である。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第２４号工事請負契約については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第２４号は可決すべきものであると決した。

議案第２５号工事請負契約については、可決することに賛成の委員の起

立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第２５号は可決すべきものであると決した。

議案第２６号工事請負契約については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第２６号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午後０時１９分 休憩

午後１時１９分 開議

○大神田委員長 再開する。

◇○◇

議案第２７号 包括外部監査契約の締結について

○大神田委員長 議案第２７号包括外部監査契約の締結についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○八木総務局長 議案第２７号包括外部監査契約の締結については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○稲垣委員 平成１３年度から外部監査制度が導入され、４人の方が監査人となっているが、いずれも公認会計士である。地方自治法の規定によると、公認会計士のほか、弁護士や会計監査委員等のＯＢ、さらには税理士にあっても契約できるとなっているが、本市ではずっと公認会計士を監査人としている理由を伺う。

○隠田総務法制課長 公認会計士は法人監査を担当する資格であることから、包括外部監査人に期待される監査分野、専門性、あるいは監査体制の組織力を兼ね備えていると考えられる。また、本市においては弁護士

が監査委員に就任していることから、監査委員との役割分担、それから他市の契約等を総合的に判断し、包括外部監査人の資格を公認会計士としているところである。

○稲垣委員 神奈川県においては税理士と監査契約を締結しているが、神奈川県では監査人の選考をどのように行ったのか。

○隠田総務法制課長 委員が言われるとおり、神奈川県においては平成20年度から3年間だと思うが、税理士と包括外部監査契約を締結している。神奈川県における選考方法だが、弁護士協会、公認会計士協会、税理士会、それぞれ3団体から各3人ずつ推薦いただき、その中から選考委員会において包括外部監査人の選考をしていると聞いている。

○稲垣委員 他市の状況がわかれば伺う。

○隠田総務法制課長 全国的な統計として持っている平成20年度の状況で説明すると、政令指定都市——当時は17市あったわけだが、そのうち、横浜、新潟、名古屋、堺の4市が弁護士、京都1市が税理士、それ以外の12市は公認会計士が包括外部監査人になっている。また、中核市においては、39市中、岡山、豊田の2市が弁護士、函館1市が税理士、それ以外の36市は公認会計士という状況である。

○稲垣委員 ほとんどの自治体では公認会計士を監査人としているが、税理士を監査人としている自治体があることもわかった。この監査結果について、分析したことはあるのか。また、ないとすれば、分析をしていく必要があると思うが、その辺はいかがか。

○隠田総務法制課長 これまで本市において、個別に税理士の方が行った包括外部監査を分析するということはしていないが、今、お話もあったので、今後、包括外部監査人の選考や資格のあり方を検討する中で、監査結果、税理士に限らず弁護士等も含めて分析を行っていくことも必要だと思っている。

○稲垣委員 今年度の奥津氏の監査結果をどのように評価しているのか。

○隠田総務法制課長 本年度は、市税の事務の執行についてということテーマに市民税等の包括外部監査がなされた。また、本年度においては包括外部監査人の方でリスクアプローチという手法をとっており、従来

にない視点で徴税コストを見直しつつ、公平性、正確性を高めるという視点で監査を行ってもらったこともあり、非常に評価をしているところである。この結果、適当でない事務処理として10件、それから44件の御意見をいただいたので、今後の本市の税務事務において一層寄与するものであったと考えている。

○稲垣委員 私もこの監査結果に目を通したが、引き続き、奥津さんと契約を締結することについては賛成する立場である。しかし、他市においては弁護士や税理士も包括外部監査人になっており、また、市内の方を選考する必要もあると思っており、選考に当たっては新たな視点で幅広い検討をしてもらうことが大切なのではないかと思っている。公認会計士を優先する理由もなく、京都では弁護士と税理士と公認会計士をローテーションで回しているといった事例もあるようなので、その辺の選考方法についての再考を要望しておく。よろしくお願いします。

○古内委員 全国市民オンブズマン連絡会議という団体が毎年、通信簿を出している。これがいいのかどうか分からないが、今回、本市においては自治体措置の模範賞を受賞しているが、受賞した要因について分析などを行っていただければ何う。

○隠田総務法制課長 全国市民オンブズマン連絡会議の評価結果の詳細については承知していないが、本市においては、包括外部監査の結果が出た後、年2回、措置の状況調査を行うとともに、その結果を速やかにホームページ等で公開している。また、詳細にわかりやすく記述することに努めている。こうした点が評価され、今年度の模範賞になったと理解している。

○古内委員 地方自治法上、監査委員事務局の職員は包括外部監査人の監査の事務に協力することができるというふうになっているが、本市においてはどのようなサポートを行っているのか。

○中島監査委員事務局次長 契約の議決をいただいた後、包括外部監査人と契約を締結し、包括外部監査人がテーマを選定するに当たり事業内容を理解するため、事業担当課とのヒアリング機会を設定し、テーマ決定後は担当課との日程調整等を行い、包括外部監査人が調査しやすい、動きやすい環境設定に配慮している。結果報告書を受理した後は、市長、議

長への報告機会の設定、市民への周知としてホームページの掲載などを行っている。

○古内委員 引き続き、本市の包括外部監査が有効となるようお願いしたいと思う。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第２７号包括外部監査契約の締結については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第２７号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第２８号 不動産の処分について

議案第２９号 不動産の処分について

○大神田委員長 議案第２８号不動産の処分について、議案第２９号不動産の処分について、以上２件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いする。

○長沢企画市民局長 議案第２８号及び議案第２９号不動産の処分については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○江成委員 議案第２８号について伺う。提案の理由に、寄附を受けた土地について無償譲渡するとあるが、寄附を受けたのはいつだったのか。

○菊地原市民協働推進課長 平成４年４月３０日である。

○江成委員 平成４年に自治会集会所用地として寄附を受けて、２３年のこの段階で議決されれば、また自治会に無償譲渡されるという経緯だと思うが、こういう手だてをとる基本的な理由、背景を改めて伺う。

○菊地原市民協働推進課長 自治会集会所等については、当時、その土地の方々に共有されていたが、相続する段階になって、代表者の方が登記をされており、トラブルになっている状況があったので、一括して市に寄附をされた。

○江成委員 今回の田名堀之内自治会では、自治会集会所用地として整理をするのに18年かかったということだと思うが、恐らく今、言われたように、個人の連名所有といったものを整理したりするのに、裁判的な手続も含めて、いろいろ苦勞されているのではないかと思う。そういった整理作業の経過の中で、市としてどういった取り組みをしているのか、あるいは自治会から支援の申し出や相談といったものはどのくらいあるのか。

○菊地原市民協働推進課長 このような件については、今までは市民協働推進課、現在は各区の地域政策課で相談に当たっている。今現在、自治会集会所として使用されており、自治会法人を立ち上げ、そこで議決されれば、無償譲渡の方向性に持っていくという形で支援をしている。

○江成委員 私の周辺でも同じような経緯で、長い時間をかけて自治会用地として整理をしたり、あるいは自治会館を建設している事例が幾つもある。役員が交代したり、法律上の名義人が相続で名前が変わったり、あるいは変わっていなかったりといった経緯の中で、相当、いろいろな御苦勞があるように聞いている。言うまでもなく、自治会が自治会館あるいは自治会集会所を所有して地域コミュニティ活動を充実させるということは大変重要な意味を持っているわけで、例えば自治会館建設の助成をするといったハード面にとどまらず、ソフト面も含めた支援に積極的に取り組む必要があるのではないかと思う。自治会加入率が低下しているとか、いろいろ言われているが、とりわけこれからの地域社会において、コミュニティが持っている意味は大変重要だと言われているので、ぜひ可能な支援については積極的に取り組むようお願いしたい。

○古内委員 先日行われた本会議の提案説明でちょっと気になったが、議案第29号の中野の不動産処分については緑区長が提案説明し、議案第28号の田名の不動産処分については中央区長ではなく企画市民局長が説明していたが、この事務分担というのはどのようなになっているのか。

○菊地原市民協働推進課長 旧津久井4町の旧出張所においては財産

の管理をしていなかった。その流れで、今現在、旧4町については各まちづくりセンターで、その他については市民協働推進課で財産管理をしている状況である。

○古内委員 私たちの会派では、区役所の権限移譲について、これまで何度も代表質問等において主張している。この事務の分担については、権限移譲というよりも、分担自体に疑問を感じる。確認の意味で伺うが、自治会に関する事務、地域振興に関する事務については、中央区、緑区、それぞれどこの課で行っているのか。

○菊地原市民協働推進課長 自治会関係や地縁関係の支援の総括については市民協働推進課で行い、身近なことについては各区の地域政策課あるいはまちづくりセンターで行っている。

○古内委員 そういった分担は見直さなければいけないと考えるが、その点についてはいかがか。

○菊地原市民協働推進課長 今後、地域にお願いする部分については身近なまちづくりセンター等をお願いしていくことになると思うが、そのあり方については、庁内でワーキングをつくるので、その中で検討していきたいと思っている。

○東條委員 自治会館の関連で無償譲渡するという案件は、結構、この間も出てきていると思うが、どのような要件のときに無償譲渡ができるのか、自治会館以外の場合も含めて伺う。

○菊地原市民協働推進課長 自治会館に限ってお答えする。今現在、自治会館があるということが第一にあり、かつ、それが市に寄附あるいは無償譲渡を受けたものということがある。また、譲渡を受ける相手方が認可地縁団体、要は自治会法人で、集会所として公共的に使用する財産として取得する意思を自治会が総会で決めている場合である。

○東條委員 自治会館以外に用地を無償譲渡できる案件はあるのか。

○小森管財課長 基本的に財産については有償というのが原則だが、公共的団体等については若干の規定がある。今、手元に資料を持っていないので、後ほどお答えするという事でよろしいか。

○東條委員 はい。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第２８号不動産の処分については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長　　賛成総員。

よって、議案第２８号は可決すべきものと決した。

議案第２９号不動産の処分については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長　　賛成総員。

よって、議案第２９号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第３３号　平成２２年度相模原市一般会計補正予算（第６号・
所管部分）

○大神田委員長　　議案第３３号平成２２年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔佐藤税務部長、原財務部長、今田議会事務局長、高橋人事委員会事務局長、大谷消防局長説明〕

○大神田委員長　　これより質疑を行う。

○松永委員　　一般会計の市税については１０億円の補正減額ということで、内訳を見ると、個人市民税がマイナス１４億円、法人市民税がプラス４億円となっている。当初予算の組み立てのときにも同じような傾向があるわけだが、３月のこの時点で、なぜ当初見積もりよりも個人市民税が少なくなったのか。大きな理由として、個人市民税の減少と納税義務者の

減少の2つを挙げられており、まだほかにも理由があると思うが、具体的な数字を伺う。

○佐藤市民税課長 御案内のとおり、税額が減って、納税義務者の数も減ったということだが、税額が減った大きな理由としては、やはり雇用環境が非常によくなかったということが挙げられると思う。それから、23年の当初予算でも同様な傾向が言えるが、退職所得の対象人員もやはり減っており、企業が前倒しで退職を勧奨することによって、20年や21年にやめられた方が多く、ここで見込もうとしていた退職所得が入ってこなかったといった要因もある。また、雇用指数も一番悪化している状況にあったので、個人市民税の税収においては今回が一番低い段階にあると認識している。

○松永委員 言葉としての答弁があったわけだが、納税義務者の減少というのは、例えば2,000名から何千名の減少を見込んでの数字なのか伺いたかったが、それは出ないのか。

○佐藤市民税課長 具体的に何人という形ではないが、22年の当初予算の見込みより、約1,500人から2,000人近くの納税義務者が減っている。

○松永委員 22年度の段階でハローワークと提携しており、ハローワークを通した方については失業者ということで2千五、六百名が国保の減免を受けているが、こういった数字に近い数字だと受けとめた。23年度当初も同じような幅で納税義務者の減少を見込んでいるのか。

○佐藤市民税課長 22年の3月補正で大きく減ることになっているが、23年はほぼ横ばいを見込んでいる。22年当初と比べて23年当初は当然、同じように減るわけだが、今、提出している補正と次に御審議いただく23年当初との関係でいけば、個人市民税の方は微増なので、納税義務者も横ばいか、それよりも少しいい状態で見込んでいるところである。

○松永委員 国全体では、非正規雇用が過去最多という最悪の状況になっており、働いてはいるけれども収入が減少しているとか、失業者や長期失業者の増加傾向にある。そういう意味で、税収という点において、22年度、23年度は非常に厳しいと見込まれている。総合計画の実施計画との関係では、2013年度についてはどのように見込んでいるのか。

○佐藤市民税課長 個人市民税に関しては、賃金指数だとか雇用指数は決してよくはないが、21年が最悪であり、1年おくれの22年度がその影響を受けている。ことしについては、まだよくはないが、少し明るい兆しも見えている。21年がどん底で、22、23年は上向きとは言えないが、これ以上下がらない状態にあるという見込みである。

○松永委員 法人市民税のときにも、この委員会でもいろいろ議論し、景気が上向いてきているから、法人税7%増ということについて、本当に大丈夫なんだろうかというふうなことも言わせてもらったが、こういうものは世界とも関連するので、非常に難しいと見ている。今の食料の高騰だとか原油の高騰といったものが企業や個人にどういう形で出てくるのかという点では、大きく変動が出てくるのではないかと見ている。

それから、普通交付税については12億円減しており、これは国の交付税算定の考え方の変更により減ったということが、この間、本会議の質疑の中で出てきたが、これからも変動するものなのか。

○古井財務課長 今年度の地方交付税については、今、委員からお話が合ったとおり、約13億円の減額である。この主な要因だが、今年度から地方交付税による臨時財政対策債の算定方法に人口基礎方式を加え、新たに財源不足基礎方式が導入されたもので、今後、国においては23年から25年度にかけて段階的に割合を減らしていくという動きがある。財源不足額を基礎として臨財債の振り分けをするということで、交付税と臨時財政対策債の振り分けがあり、本市は約8割を超える割合で臨財債が配分されている。国の動きから見ると、今後も同じような形で継続されるのではないかと考えている。

○松永委員 合併して人口増を図り、政令市に進んできたところで、国が交付税の人口要件をなくして、税源不足額で自治体に交付税をおろしていくというふうに変ったということは、ここでこれからの事業についても修正を迫らざるを得ないのではないかという、私たちの考え方を示しておく。

それから、ここで合併推進債と合併特例債という形で出てきた。合併特例債というのは、これまでも合併のときに市民も交えていろいろな議論が起きたわけだが、合併推進債の内容、また、上限額はあるのか、あるとし

たら、それに対して現行はどのくらいの水準で活用しているのか等、現時点の状況を伺う。

○古井財務課長 合併推進債は合併新法に基づき合併した——本市でいうと旧城山町、旧藤野町が該当し、充当率が90%、交付税算入が40%という制度である。合併特例債は合併旧法に基づく市債ということで、旧津久井、旧相模原町が該当し、充当率が95%、交付税算入が70%という制度である。合併推進債は合併特例債よりも制度的には劣る制度である。いずれも合併協議の中で策定した新市まちづくり計画に掲載された事業が対象になるわけだが、合併推進債については合併特例債よりも対象範囲が限定されて狭いという違いがある。

○松永委員 故小川市長は、市民の前で100の仕事は5%の財源があればできるし、7割は後で地方交付税算定されるということを繰り返し説明していた。その後、不交付団体になったり、また、一度に合併できなかったもので、旧城山町と旧藤野町は合併新法に基づく合併推進債ということで条件が悪くなってしまった。市長が市民の前で説明してきたことが、後に国との関係で大きく変わってしまったということで、市としてはやむを得ないのかもしれないが、当初想定していなかったことがこうやって悪化という形で市の財政へ影響してくるというふうに、こういった数字を見て思った。

○江成委員 補正予算書でいえば84、85ページではないかと思うが、勧奨退職について伺う。本年度は勧奨退職を実施したと承知しているが、実施の目的、それから退職の条件、退職人数を伺う。

○大貫職員課長 目的としては、職員が第二の人生を希望する場合、または体調不良あるいは家族の介護などで定年まで在職できない場合、職員が自発的に退職することができるようにするというのと、それにより職員の新陳代謝を図ることである。それから、退職の条件だが、勤続年数が25年以上かつ50歳以上で、退職日が3月31日、募集期間中——去年は11月25日から12月24日までだが、その期間中に申し出た者となっている。従前の勧奨退職の制度では、20年以上かつ50歳以上という準用規定があり、退職の時期にかかわらず勧奨と扱っていたが、年度末に駆け込んで退職されると職員配置等にいろいろ課題が残るので、条例を改

正して、今年度からは期間を設けて募集することになったものである。それから、退職人数だが、今回は26人から申し出があった。

○江成委員 3月補正では退職手当の補正はないと承知しているが、26名の勧奨退職については、当初予算から予定をしていたと理解しているのか。

○大貫職員課長 去年までの普通退職は大体50人から55人だったので、今回もそれで予算を組んでおり、大体予定どおりということで補正等を行っていない。

○江成委員 普通退職と勧奨退職を一緒にしたということなのか。勧奨退職であれば、退職金の割り増しもあるので、その辺は整理をしてもらわなければならないと思うが、いかがか。

○大貫職員課長 準用規定を受けた方も勧奨退職と同じようにプラスで計算している。人数も平均しているので、その中で対応できる金額となっている。

○江成委員 これからも勧奨退職制度は継続するという考え方でいいのか。

○大貫職員課長 早期に退職したい方もいるし、新陳代謝を図るという目的もあるので、やはり期間を定めて事前に勧奨退職を募り、それによって職員の配置等も潤滑に行くよう、来年度以降も続けていきたいと考えている。

○江成委員 期間を定めるということだが、例えば、あと2年頑張れば勧奨退職でやめられるので、それまでは頑張り、そこから先は第二の人生を考えようとか、体調を整えるとか、いろいろあると思う。先になってあるなしが決まったのでは、生活の安定なり、自分の人生設計の安定なりという点では課題が出てくるように思うが、この辺はいかがか。

○大貫職員課長 前回改正したときにも事前に通知を出して、こういうふうになったということを知らせているし、勧奨退職の規定もあるので、今後もやはり事前に期間を定めて募集して対応していきたいと考えている。

○江成委員 より新陳代謝を活発化するという意味での重要性はあると思うが、教育現場などでは、あと三、四年頑張れば定年でゴールだが、もう体が持たないとか疲れたという例が少なくない。勧奨退職制度も大変

重要だと思うが、一方では職員の健康管理等についても十分配慮してもらって、できれば定年まで頑張り切るという選択肢も積極的に選べるような環境づくりが必要だと思うので、ぜひその点については配慮をお願いしておく。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第３３号平成２２年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第３３号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第３６号 平成２２年度相模原市財産区特別会計補正予算（第１号）

○大神田委員長 議案第３６号平成２２年度相模原市財産区特別会計補正予算を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔高部緑区長説明〕

○大神田委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 3 6 号平成 2 2 年度相模原市財産区特別会計補正予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第 3 6 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第 3 8 号 平成 2 2 年度相模原市公債管理特別会計補正予算
(第 1 号)

○大神田委員長 議案第 3 8 号平成 2 2 年度相模原市公債管理特別会計補正予算を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔原財務部長説明〕

○大神田委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 3 8 号平成 2 2 年度相模原市公債管理特別会計補正予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第 3 8 号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午後 2 時 3 6 分 休憩

—————

午後 2 時 5 0 分 開議

○大神田委員長 再開する。

—————◇○◇—————

議案第3号 平成23年度相模原市一般会計予算（所管部分）

○大神田委員長 議案第3号平成23年度相模原市一般会計予算の本委員会所管部分を議題とする。

お諮りする。審査の方法は、議事の都合上、一般会計歳入については款別に適宜一括して説明を求めた後、質疑を行い、一般会計歳出については款別に適宜一括し、これに関連する歳入とあわせて説明を求めた後、質疑を行いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、さよう取り計らう。

一般会計歳入、本委員会所管部分の市税から交通安全対策特別交付金、国庫支出金、繰入金から市債のうち、歳出費目に直接関連しない部分の審査に入る。

説明を求める。

〔佐藤税務部長、原財務部長説明〕

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○古内委員 今年度実施された包括外部監査の結果を見たが、その中で気になったことを伺う。延滞金の関係で何点か指摘があったが、本税が納付された延滞金のデータについて、システム上、除外した形で管理されているというふうな内容があったと思う。本税が納められた税の延滞金の未納額と収納率を伺う。

○高橋納税課長 延滞金については、本税が払われない限り、日々ふえていく。本税が納付され、延滞金のみが残った場合ということだが、21年度末で把握しているのは約8億円であった。その年度内に本税と延滞金が納付されたものと、また、今、御指摘があった延滞金のみが納付されたものとは区別しておらず、大変申しわけないが、個々の収納率は出していない。

○古内委員 税については、公平性という観点が大変重要だと思う。きちんと納めている人から誤解を招かないような事務執行をお願いしたい。

次に、固定資産税の関係で、市のホームページからダウンロードできる申告書、または入手できる情報の他市との比較がなされていた。その中で、

特に国税との相違、課税の流れや申告書の記載方法など、市が市民の方に丁寧の説明すべき内容、または理解してもらえるような視点での情報が他市に比べて少ないことが気になったが、市民の方に提供すべき情報のあり方については、どのような視点で選定されているのか。

○能勢資産税課長 今の御質問は償却資産にかかわる関係だと思うが、償却資産については、課税台帳の方から申請者に対して申告書を送付し、その増減等について再申告してもらおうという形をとっている。また、新規事業者については国税の申告等を参考にし、市の方から申告書を送付して、回答してもらおうという形なので、今現在、ホームページからみずからダウンロードするということとはできていない。今回の監査の指摘を受けて、現在、申告できるよう——1月が申告なので、来年度からできるように準備をしているところである。

○古内委員 税の関係というのは、種類や内容、課税の方法など一般的に非常にわかりづらいので、市民の方がより理解しやすい形での情報提供を要望しておく。

○阿部委員 73ページの県支出金の総務費県補助金の節15総務管理費補助金の2番目の電源立地地域対策交付金について伺う。ここのところの国の動向をずっと市でも追っているところだと思うが、今後の見通しと状況を伺う。

○古井財務課長 電源立地地域対策交付金については、水力発電施設の周辺地域振興のため、関係市町村に対して県を通じて交付されるものである。旧相模原市は対象となる水力発電施設がないため不交付であったが、津久井4町との合併により交付されたものである。平成22年度で交付期間が満了になると考えていたが、制度の改正により交付期間が延長されたと承知している。

○阿部委員 制度改正後の見通しはどのように考えているのか。

○古井財務課長 今後の見通しについては承知していない。ただ延長されたということだけ承知している。

○阿部委員 議会でも意見書を上げて取り組んでいたし、たしか市としても要望を上げて制度の恒久化を求めていたと思う。まだ確定したものが出ていないのかもしれないが、しっかり取り組んでもらいたいと要望し

ておく。

もう一つ、38ページの款22の地方消費税交付金について伺う。統一地方選挙を控えた知事たちから、地方の財政がどうなのかという視点から、消費税を上げるのか上げないのかという国への要望を、当選した後に上げていくのではなく、選挙前の段階からどういう状況なのか議論をしていくべきだという話が出ていたが、本市としては現在制度の中でやっていくのか、国に何か要望を上げていくのか、考えがあれば伺う。

○河野税制課長 やはり地方が地域主権改革を推進していく上において、地方税の充実が大事だということについては従前からずっと訴えてきているところである。その中でも、社会保障など、これからさらにふえていくものについて安定的に運営していくためには、地方消費税といった極めて安定的な財源が必要であり、市長会、6団体を含めて、従前からこの充実については要望しているところである。特に今の議論では、国税の方が優先ということで、この間の与謝野さんの発言にもあったように、地方については今、考えていないということもあったので、今後も十分に訴えていきたいと考えている。

○阿部委員 言葉のよしあしはあるが、地域主権なんていう言葉は国の方も使っており、財源をくれと言うより、むしろ、市として財源をしっかり持っていくということの方が大事だと思うので、そちらを強く主張してもらいたいと意見だけ言っておく。

○松永委員 補正の市税の関連も含めて順次質問していく。

まず、歳入の市民税について伺う。前年度比減額の大変厳しい当初予算になっており、21年度が底で、これからよくなっていくというふうに見通しているということだが、地方自治体においては納税環境を変える正規雇用化や最低賃金を引き上げて納税者をふやしていくということが税収改善になると考える。雇用が改善されるということであっても、非正規雇用では税金を納め切れない人がふえ、税収増というところでは難しい話になる。市において、税収確保という立場と雇用政策の点で、納税できる市民をつくっていく立場から、何か感想として持っていることはあるか。

○山口副市長 市民税について言えば、18歳から65歳といった納税義務者がふえること自体は、市としても非常に期待しているところであ

る。産業誘致をして雇用環境を整えることにより、正規雇用化して就業率を上げてもらうということは、税収増にも非常にいいことだと思っている。

○松永委員 当たり前のことで、わざわざ聞くほどの話でもなかったが、現状は逆行する方向に行っている。国政の問題なのかもしれないが、今、地方自治体としても、地域の中でそうしたことを企業にも求めていくとか、市の職員においても、そのあり方を追求していくということが必要ではないかと思っていたので、感想ということで伺った。

次に、こうした納税義務者の減少ということは、同時に課税、非課税のボーダーライン層が増加しているということとも言えると思う。そういう意味で、今までと同じように未納や滞納が増加するという点に対して、徴収強化や差し押さえ、ぎりぎりまで追い詰めて自殺だとか、厳しい取り立てが社会問題化しているということがマスコミでも取り上げられていたが、相模原市の今回の予算の中で、収納対策ということで新規に行ったことはあるのか。

○高橋納税課長 収納対策において、特に新規に取り組んだものはないが、今までいろいろな取り組みを行ってきた。その一つ一つを精査して、より効率的で効果的な充実した滞納整理に当たってきた。

○松永委員 体制的に増員するということはないのか。どの課なのかわからないが、1名増員したということを聞いたが、どういう内容なのか。

○河野税制課長 税についてはいろいろ体制が整っているが、市税外の諸収入金についてはなかなかそれができていないという中で、債権管理条例だとか弁護士への委託といったものについて効果的な収納対策を行っていくための1名増員ということである。

○松永委員 市税外ということなので、例えば保育料といったところでの収納率を上げるための対策のようだが、今、市民は収入減の中で、税金を払いたくても払えないとか、おくれざるを得ない状況がある。そうした事態に対して、市としてもきめ細かく相談に乗っていくというふうな形で、例えば消費者金融などで困っている方については、そういう情報をきちんと提供して、生活改善等もさせながら、納税できる環境をつくるというふうな相談体制を求めて——ゆめゆめ徴収強化、差し押さえの強化ということにならないよう、きめ細かい相談に乗ってもらいたいと要望してお

く。

引き続き、税制改正による市民への影響という点で、ことしから国税では年少扶養控除、特定扶養控除が廃止となっているが、市として１７億円増の年少と特定扶養控除の対象者数、内訳について伺う。

○佐藤市民税課長 個人市民税においては一般扶養控除の年少分の廃止における見込み額は１６億円程度で、９万２，０００人ほど対象者を見込んでいる。また、特定扶養控除における見込み額は１億円程度で、１万８，０００人ほど対象者を見込んでいる。

○松永委員 これに関連して、子ども手当について、今後、国はどのように決着をつけていくかわからないが、扶養控除の廃止というのは先行してことしから始まっているわけである。そういう意味で、保育料だとか市営住宅といった市民税との関連で影響を受けていく市の利用料等についてどうするのかというのは、国で考える部分、それから地方自治体で考えなさいという部分、いろいろあるかもしれないが、これについても２０１２年度から実際に影響が出てくるわけである。ということは、恐らくことし、考え方をまとめていかなければならないという流れかと思うが、この問題における国の動向を伺う。

○河野税制課長 今次の見直しにより、基本的には税額が上がるということで、政府においては税制調査会等の中で負担が生じないようにするのはどうしたらいいのかということで検討を行っている。昨年１０月に政府として一応の方針を出している。それに基づき、特に厚労省の所管が一番多いと思うが、各省庁で国の基本的な考えをもとに、今、検討しているところである。厚労省等においては１月に１回、会合が行われたと聞いているが、来年度の負担基準に影響するので恐らく夏ごろまでには決まるのではないかと考えている。また、全国一律の制度であれば、国がある程度の方針を出すということだが、市単独で行っている事業の負担基準等については、国で示されたものを見ながら、市独自に検討していかなければならない。今回の改正の内容については、全庁の各セクションに伝えているので、国の動向を注視しながら、今、法人分の負担基準等についても見直しをしているというふうに理解している。

○松永委員 高齢者控除の廃止や公的年金控除の縮小により、高齢者

の方々の困窮と不安が増大したわけである。この問題についても重大問題だと思っている。現時点でこれ以上聞いても、まだ定まっていないということで難しいと思うが、本当に困窮する市民の立場に立って、しっかりと国に声を上げてもらいたい。負担増になって、さらに追い詰めるようなことにならないよう、ぜひ行政の立場からもしっかりと国に声を上げてもらいたいと要望する。

次に、法人市民税についてだが、大手製造業を中心として回復してきているということを見通しての増額だというふうな答弁があったが、2010年度の市税概要を見ると、資本金1,000万円以下の法人は1万2,101事業所あり、構成比では77.6%となっているが、税額は10億8,000万円、22%となっている。一方、50億円を超える法人は285事業所あり、構成比では1.8%となっているが、税額は15億9,200万円、32%となっており、本市では本当に一握りの大規模事業所の税の割合が大きくなっている。この間、セントラル自動車の移転等もあったが、劇的な減少はないということだが、税額と大規模事業所の占める割合の推移はどのようなになっているのか。

○佐藤市民税課長 委員の見込みのとおり、構成を変えるような劇的な変動にはなっていない。件数は少ないが、市税の8割近くは資本金1,000万円以上の法人の税収になっているという傾向は大きく変わっていない。

○松永委員 大企業というのは世界的なレベルで競争しており、原油の高騰等、いろいろな影響をもろに受けやすいという点では、相模原市というのは本当に不安定というか、この構造を変えないと怖いという感想を持っている。

それから、資本金50億円を超える280法人のうち、均等割と法人税割の両方を払っているのは157法人、均等割だけを払っているのは128法人ということだが、法人所得に応じて負担する法人税割を払っていないということは何を意味しているのか。

○佐藤市民税課長 景気等に左右され、企業収益が上がらなければ、法人税割を納めてもらうことができない。逆に企業収益が上がれば、一定の決められた税率に応じて納めてもらっている。

○松永委員 そういう意味では、今、１５７法人に依拠して、何とか保っているというふうに思っているが、２０１１年度はどの業種、どの資本レベルの上昇を見込んでの１３億円増なのか。

○佐藤市民税課長 やはり製造業が断トツに多いが、そのほか不動産業、運輸通信業等の業績が比較的好調であるというような数字から見込んでいる。

○松永委員 ここ数日間の原油高騰については、世界レベルの問題なので、現時点で影響を推計するというのは難しいかもしれないが、税の立場からはどう受けとめているのか。

○佐藤市民税課長 この予算案を上程したときには中東危機は全く予測できなかったもので、いわゆる原油高騰による物価上昇等、さまざまな企業へのダメージは、正直言って見込んでいなかった。法人市民税を預かる立場からすると、大変不安定な要素であり、長引かずにうまく解決することを期待している。

○松永委員 その思いは私も同じで、本当に心配である。

次に、事業所税を減少と見込んだ理由について伺う。

○佐藤市民税課長 大手自動車産業が市外に移転したことにより課税面積が減ったということが１つ、それから、比較的景気等には左右されにくい税目ではあるが、やはり従業員数が大幅に減った法人などの影響があるので、その分を見込んで減額している。

○松永委員 全体の中で事業所税の数字というのは決して高くはないが、市内の事業所のあり方という点では、本当に気になる数字である。現行では中小企業の比率が一番高いが、中小企業も海外展開をしていく中で、いかに本市に定着してもらうかというふうな点から、産業政策としても、中小企業支援政策としても、本当にこのところは対策を講じていかなければならないと改めて思った。

地方交付税についてだが、先ほど補正のところでちょっと触れたが、相模原市の場合は国の数字と丸きり逆である。国では地方交付税をふやして臨財債を減らしているが、相模原では交付税を減らして臨財債をふやしている。その理由については、財政の減収に応じた形で国の考え方が変わっていったということだが、相模原ではこの間、全国型公募債のランク、格

付でも財政力は高い状況のようである。なぜ相模原では財政力が高いのか、この辺の分析としてはいかがか。

○古井財務課長 相模原市は交付税あるいは臨財債といった制度に見られるように、全国的にも財政力が高い。政令指定都市の中でも、財政力指数は3番目という結果である。政令指定都市は県庁所在地に多く、歴史が非常に古いといった中で拠点性は非常に高いが、あわせて交通や市立病院といった施設を抱えており、逆に財政を圧迫しているような状況があると考えている。そうした中で、相模原市においては首都圏近郊の都市であり、従来から民間と行政の役割を明確にした中で、民間ができるところは民間にやってもらうという考え方にに基づき、非常にスリムで効率的な財政運営を行ってきたと承知している。そういったことから、財政基盤そのものは決して大きくはないが、他の政令市と比較すると、非常に健全な財政運営をやっていると感じている。

○松永委員 サービスを受ける市民側はそれをどう見るかという点については、見解が違ふというふうに思う。本会議での議論の中で、相模原は200億円近く財政が不足しているから、すぐに好転して不交付団体になるということは考えられないみたいな部長の答弁があつて、喜んでいいんだか悲しんでいいんだかわからないような話だが、この財政需要額の計算式というのは、国の考え方で変わり、固定的なものではないのではないか。

○古井財務課長 基本的に交付税については、地方交付税法に基準財政収入額、基準財政需要額の規定があり、その積算に基づき、基準財政需要額が収入額を上回る場合は、その差額は交付税措置される。確かに法に基づく積算方式だが、現状は国も地方も財源が非常に不足している中で、財政力の弱いところに現金が傾斜配分されるといった傾向がさらに強くなってきており、特に大都市においては大都市の財政需要に応じた適正な税財源の配分というものが必要なので、時期をとらえて国に働きかけ、要望していく必要があると考えている。

○松永委員 新政権の地域主権の考え方に合わせての財源のあり方というものがまだ固まっていない段階で、基準財政需要額をどう見ていくのかというふうなことで大変不安に思っているが、この点についても、まだ

具体的なことを言える段階ではないので、ここまでにする。

それから、国直轄事業として、今、さがみ縦貫道路に多額な税金を投入せざるを得ない状況になっているわけだが、この国直轄事業が終了した場合、その分、基準財政需要額が少なくなるのか。

○古井財務課長 国直轄事業負担金については一般公共事業債に充てられており、もともとは45%だったが、その後、90%にかさ上げされている状況である。そういった中で、建設に充てる公債費として基準財政需要額に算入されているので、建設が終了すれば市債の発行はなくなる。その分は後年度の算入になるが、基準財政需要額の償還分はなくなるということである。

○松永委員 今、相模原市は4つの工業団地を造成し、これから企業を呼び込み、安定的な財源確保を目指しているわけである。しかし、200億円の財源不足が解消され、不交付団体になるというのは、あり得ない話ではないか。そうなったときに、見込まれてこなかった市債や臨財債というのはどうなっていくのか。交付税として認定されていくから、臨財債をどんどんふやしていいというふうなやりとりもあったが、不交付団体になれば、借金としての返済が迫られるという形になるのか。

○古井財務課長 臨時財政対策債の制度そのものについては、当初、13年度から3年間ということで、3年たって延長され、また延長されということで今に至っている。制度そのものが将来的に続くものではないと考えているが、いずれにしても、不交付団体になれば、臨時財政対策債の償還については全額、基準財政需要額で措置されるといっても、現金として交付税が交付されないということなので、その償還については市の歳入で負担をすることになるものである。

○江成委員 この間の代表質疑のおさらいみたいなところが若干あると思うが、よろしくお願いします。

まず、新年度予算は新しい市長の政策にゆだねる、いわゆる肉づけ予算のため、繰越金20億円を留保しているという答弁があった。子ども手当にかかわる部分を除けば約13億円と言われており、実際に法案がどうなるかにもよるが、最終的には7億円になるという考え方でいいのかどうか確認する。

○古井財務課長 23年度の当初予算の規模については、平成22年とほぼ同規模になっている。子ども手当のほか、いわゆる支給関係事務や市職員分といった関係経費を除くと、また規模が変わってくるわけだが、いずれにしても、現行法に基づき23年2月、3月の2カ月分を骨格予算として計上しており、4月以降については補正予算で対応したいと考えている。4月以降分の財源については、基本的には全額国庫負担にすべきと考えているが、今後の国会における予算案あるいは関連法案の議論等を踏まえて、どのように計上するかは慎重に判断していきたいと考えている。こうしたことから、子ども手当の市負担分として留保財源13億円を確保し、それ以外の肉づけ予算を7億円としているというのではなくて、仮に13億円の一般財源を確保しなければならないといった事態を想定して、財政運営に支障を来さないように備えているところである。国会審議の結果、地方の意見等が組み入れられて、仮に全額国庫負担となれば、その13億円は新たな施策の財源として活用できると考えているので、完全に13億円が子ども手当分ということではない。

○江成委員 新聞では20億円のうち13億円が子ども手当分で残りは7億円という報道がなされており、それに依拠して質問したが、この法案をめぐっていつ解散になるかわからないという状況なので、どうなるかわからないが、現時点で政府が立てた予算を基礎にして本市でも予算を立てているわけである。子ども手当が全額国庫負担になれば、20億円の留保財源が必要なくなるというのはわかるが、今、そうならない形で提案されているわけで、そのところを明確にしておく必要があると思う。もう一回聞くが、20億円のうち子ども手当の必要額を除けば7億円という新聞報道は正しいのか、正しくないのか。

○古井財務課長 4月分以降のいわゆる補正に回した子ども手当については、国会の法案審議等を踏まえた中で慎重に判断していくということをして市長も答弁している。そういったことで、基本的には全額国庫負担ということをして今後も国に働きかけをしていく姿勢は変わらないが、万が一、結果として市負担分13億円を負担せざるを得ないという判断を下したときについては、残り7億円が留保財源になるということである。

○江成委員 大分、希望的な観測というか、地方としての思いが込め

られるのは当然だと思うし、よくわかる。しかし、そうは言っても、国のことは国で決めるわけで、残念ながら、国で決まれば、それに従わざるを得ないということは市長も述べられていることなので、それを踏まえて答弁してもらうのが一番わかりやすいのではないかと思う。現実、23年度の予算は骨格予算と肉づけ予算という関係があり、これをどう受けとめるかということから議論しているわけだから、その点は率直に答弁してもらうのが一番よろしいかと思う。

○大神田委員長 質疑の際は、ページ数を言って、その関連質疑を行ってもらいたい。

○江成委員 これは全体的な質問なので、御了解いただきたい。

そういう意味から、今、限られた状況にあるという可能性は認識した上で、今後、対応してもらいたい。

次に、財政調整基金についてだが、これも代表質問での議論を受けて若干確かめたい。取り崩しについては、22年度は65億円、新年度は56億円と続き、平成20年度に143億円あった財政調整基金が23年度末には75億円というふうに見積もられる。半分より若干少なくなるということである。こういうふうに急減をしたことについて、今まで何度も議論されているが、財調基金の急減の要因として、市民に説明するとしたら、一体どういうふうなことになるのか。

○古井財務課長 財調残高の急減ということだが、平成19年度からの実績で言うと、積み立ては毎年約30億円前後でずっと推移している。取り崩しについては、平成19年度が20億円、20年度が30億円、21年度が40億円、22年度が65億円、23年度が56億円と、今、委員が言われたとおりである。平成19年をピークに市税収入が徐々に落ち込んできている傾向があり、そういったものに対応したものである。財政調整基金条例の第4条に処分規定があり、「財政需要の著しい変動又は歳入の激減により財源が不足した場合における当該不足額の財源に充てるとき。」という規定に基づいた対応である。

○江成委員 今の説明だけだと、若干足りないと思う。市の財政トータルで言えば、国直轄事業負担金であるとか、国県道整備への対応であるとか、いわゆる政令市移行に伴うさまざまな事業費も絡んでのことなので、

それは改めて認識してもらいたい。

そこで、本会議で財務部長が年度間の財政を調整するためにも財政調整基金条例にあるような対応をするとしたら、ある程度の残高が必要だということで、標準財政規模の５％程度で６０億円程度というふうに答弁されていたと思うが、どういう根拠でそういう数字が出たのか。

○古井財務課長　　本会議では、明確な基準はないが、いわゆる標準財政規模の５％程度が望ましいという考え方もあるという趣旨の答弁をしたかと思う。この根拠については、地方財政関係実務事典という財政関係の事典の中に、明確な基準はないが、一般的には各地方公共団体の標準財政規模、標準的な一般財源の規模の５％程度の額を積み立てておくようにすることが適当と言われているというふうに書いてあり、さらに今日においては財政環境、財政規模、財政措置等が大幅に変化しており、一概に基準を論ずることは困難といった言い方もしている。そういったことが根拠である。

○江成委員　　財政調整基金は、先ほどお話しされたような明確な任務があるわけだから、こうした財政状況の中で明確な基準を設けるのは必ずしも云々というのであれば、財政調整基金を持っている機能性はだれが担保するのかという議論になる。５％なのか、１０％なのかということは抜きにしても、一定の基準性を持つような努力をしなければいかかと思う。例えば、５％が３％、２％、１％でいいのかという議論になったら、財調の存在そのものを否定することになる。言葉じりをとらえるわけではないが、ぜひ再吟味をしてもらいたい。

インターネットで情報検索をしていたところ、他都市では５％ではなく１０％と設定しているとか、１０％から１５％と設定しているといった情報に出会った。確かに定式化された基準はないけれども、他都市ではこのように設定しているということがあれば何う。

○古井財務課長　　他都市、特に政令市における標準財政規模に対する残高の割合についてはある程度は把握しているが、それぞれの市がどういった残高確保の考え方を持っているのか、現時点では詳細に把握していない。

○江成委員　　５％というのがひとり歩きしてもいけないと思うが、今

後も大変厳しい財政運営が続くわけだから、その辺のところを一定程度、整理をして市民に明らかにする、そのことが市民の安心や納得につながると思うので、ぜひお願いしたいと思う。

もう1点、本来の財調基金の趣旨からいけば、23年度末の残高75億円の中に組み込まれている退職手当引当金約27億円は除くという考え方になると思う。そうすると、5%に満たない額になるということだが、これについてはどのように理解したらいいのか。

○古井財務課長 23年度末見込みで申し上げると、今、委員が言われたとおり、75億円のうち退職手当分として27億円、差し引き48億円ということで、50億円を若干下回る状況である。財調の規模については、特に明確な基準はないということだが、基金の主な役割が年度間の財源の不均衡を調整するということなので、やはり中長期的な財政運営の観点から、ある程度、残高は確保する必要があると考えている。引き続き非常に厳しい財政状況が予想されるわけだが、本会議で市長が答弁したように、予算の効率的な執行など歳出の抑制に努めて、歳計剰余金の処分の際などには優先的に積み立てをする必要があると考えている。

○江成委員 そういうことで、ぜひよろしくお願いしたいと思う。

それから、予算書28ページの個人市民税が前年比3%減で13億円の減、それから法人市民税は27.5%増で約13億円の増ということで、ちょうど13億円が裏表みたいにくまなく符合されている。たまたまなんだろうが、具体的に法人市民税はどのように積算されているのか、できるだけかいつまんで簡単に答えてもらいたい。

○佐藤市民税課長 13億円がちょうど符合するということが、まさにこれは偶然である。法人市民税の具体的な積算の仕方ということだが、先ほどの松永委員のやりとりの中でもあったが、大手事業者の状況が非常に大きく影響するわけである。積算に当たっては、市販されている会社四季報などで情報収集したり、新聞等の発表をいち早くとらえたり、政府や民間シンクタンクが発表する経済情報や月例経済報告、神奈川県下の浜銀総研などが出している資料を参考にしたり、実際に市内の大手の方とも中間申告等のやりとりを行う中で情報をいただき、なるべく現実に近い形で見込んでいる状況である。

○江成委員 補正というのは避けて通れないと思うが、見通しが大きく変わってしまうと大変なことになるわけだから、ぜひこれからもよろしくお願いしたいと思う。

それから、予算書 40 ページの国有提供施設等所在市町村助成交付金、基地交付金については 9, 000 万円増と設定されている。これは 22 年度の実績から確定したのではないかと思うが、いかがか。

○小俣渉外課長 委員が言われるとおり、平成 22 年度の交付決定額 12 億 7, 000 万円と勘案して、今回予算化した。

○江成委員 特別、国の新しい対応があったということではなく、今年度の実績から設定したということで、これについてもたくさん議論がなされており、この額が固定資産税相当額からすると 3 分の 1 にも満たないという議論があった。この間、相模総合補給廠の共同使用地域を無償提供というふうな大変喜ばしいニュースもあったが、それは市民挙げての運動の成果だと思うし、基地をたくさん抱える相模原市において、この問題を国にしっかり述べていくことは大変重要だと思う。国が基地の負担を抱えている自治体に、負担に応分の——負担と言っても、本来なら入るべきお金であるわけで、それにできるだけ見合うようにするというのは当然だと思うので、市民挙げての運動の必要性を強調したいと思う。

それから、予算書 36 ページの株式等譲渡所得割交付金が 1 億円から 2 億円に倍増しているが、これは特別な理由があるのか。

○河野税制課長 国において地方財政計画というものが出されており、そういったものに基づいて積算しているわけだが、御承知のとおり、株については年度が入ってから結構乱高下するということで、過去の見通しが全く当たっていない。16 年に創設されてから今までの経験の中で、株が下降局面にあるときには 1 億円を切り、上昇基調にあるときには 3 億 9, 000 万円になったことがあった。大方のシンクタンクによると少しよくなるのではないかという見込みがあり、今は 1 億円だが、2 億円程度になるのではないかということで積算したものである。

○江成委員 期待値と言うと失礼かもしれないが、株が上がるとわかっていれば、じゃあ、それに投資しようということは当然あると思う。

もう 1 点、予算書 40 ページの地方特例交付金は前年比で 41.6% 減、

7億8,200万円減という予算になっているが、この理由についてはどうとらえたらいいのか。

○古井財務課長 地方特例交付金については、大きく3種類ある。1つ目は住宅ローン減税控除分の補てんということで、これについては前年度とほぼ同額の6億円を見込んでいる。2つ目は自動車取得税交付金分、いわゆるエコカー減税に対する補てんということで、21年度から23年度までの国の措置ということだが、これについても前年度とほぼ同額の約4億円を見込んでいる。3つ目は子ども手当及び児童手当である。子ども手当に係る経費については、現行法に基づき2月、3月分のみを当初予算に計上している。特例交付金については児童手当の所得制限を超える分と市職員分が対象となるものであり、予算計上が2カ月分ということが原因で、この部分が大幅に減額になっている。

○江成委員 最後に、先ほど合併推進債の話が出たが、今回、合併特例債を使って云々という事業説明が随分目立ったのではないかという感想を持っている。例えば、合併協議の中では合併特例債の利点をこういう事業に生かそうという候補事業が幾つか上がっていたと思うが、これまでは必ずしもすべてそれに活用、充当するのではなく、半分ぐらいというふうな議論もあったやに聞いている。ここに来て、合併特例債を積極的に活用しようとする背景を伺う。

○古井財務課長 基本的には346億円という限度枠があり、それに対して23年度末現在で40%ぐらいを3カ年の前期実施計画に盛り込んでいる。その中には、当然、新市まちづくり計画に掲載された事業や関連事業も予定されており、ここで新たに有利ということで合併特例債を多目に活用したということではない。

○稲垣委員 今の合併特例債に関連して、今回、緑区合同庁舎や防災無線等、幾つか計上されているが、23年度はどの程度見込んでいるのか、また、これまでの活用実績もあわせて伺う。

○古井財務課長 23年度については23事業、約51億円を活用するものである。22年度までの活用実績の累計見込みについては約89億円で、23年度末については、今、申し上げた額を足して約141億円、約40%の見込みである。

○稲垣委員 32ページの事業所税について伺う。包括外部監査でも指摘があったわけだが、そもそもの事業所税の概要から伺う。

○佐藤市民税課長 事業所税とは、都市の整備や改善に使うためのいわゆる目的税と言われているものであり、事業所や事務所の床面積が1,000平方メートルを超えるところ、または従業員数が100人を超えるところが納税義務者となる。原則として、相模原市域全体にあるものを合算して1,000平方メートルを超えたり、100人を超える場合、課税対象としている。

○稲垣委員 包括外部監査において、どのようなことを指摘されたのか。

○佐藤市民税課長 幾つか指摘されているが、例えば事業所用家屋の貸付申告書に共有床面積を書く欄をつくった方がいいといったことや、無申告者を把握するための調査方法として、現行の方法だけではなく、電話帳を使ったり、本課で扱っている法人市民税の情報ともリンクさせて、いわゆる課税客体というものを捕捉するように努めた方がいいのではないかとといった御指摘をいただいている。また、大きな指摘としては、市税条例において事業所税の納税義務者に事業用家屋を貸し付けているオーナーに対して、同一の人へ700平方メートルを超えて貸し付けている場合については申告をしなければならないという規定があるが、700平方メートルという規定を設けるのではなくて、面積要件を取り払い、面積の大小にかかわらず情報を収集することが必要で、条例を改めるべきではないかというところまで御指摘をいただいているところである。

○稲垣委員 その指摘を受けて、どのような対応を考えているのか。

○佐藤市民税課長 貸付申告書の様式等の改正については、すぐに対応できることなので、改められるように今、検討しているところである。また、無申告者の調査方法については、効果的な方法について検討していく予定にしている。条例改正についてだが、昭和51年に条例ができた当時は、市内に700平方メートルの事業所用家屋は余りなかったのではないかとと思われるが、最近は社会経済情勢が大分変化しており、包括外部監査人の御指摘のとおり、1つの事業者が複数のオーナーから店舗なり事務所を借りて、1,000平方メートルを超える場合もあるということが想

定されるので、条例を改正して、すべての事業所用家屋の貸し付け事業を把握していかなければいけないと考えている。ただ、そういったものの提出はオーナーに義務づけるわけで、情報をすべていただくことになると、データベース化して名寄せをしたり、実際に申告がなされているかどうかといったチェック等の作業があると思う。包括外部監査人の御指摘は税の網羅性の確保や公平性といった観点なので、そういったことを確保するためには体制も整えながら、考えていかなければならないと考えている。

○稲垣委員 幾つかの事業所を合算してというふうなお話があったが、具体的にはどういう業種が対象として考えられるのか。

○佐藤市民税課長 例えばコンビニエンスストアの場合、市内にたくさん店があり、1つの店が200平米であっても、5つあれば1,000平米を超えてしまうわけである。大手のしっかりしたところでは、1,000平米を超えたものについては申告してもらっているが、大手の系列店であっても、個人の方がオーナーをやっている場合は納税義務が生じないということもある。市内に小さな店舗がたくさんあるような業種というイメージである。

○稲垣委員 おおむねわかった。数が多くあり、捕捉するのが大変だと思うが、今の事務体制はどのようなになっているのか。

○佐藤市民税課長 市民税課の中に諸税証明班という班があり、そこに14名の職員が配置されている。主に諸税の窓口となっており、法人市民税や軽自動車税、たばこ税等を担当している。事業所税の事務担当については1人である。

○稲垣委員 参考に他市ではどのようなになっているのか。

○佐藤市民税課長 事業所税の課税については人口30万人以上の市が対象となっており、県内で言えば、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市と本市となっている。横浜市では対象件数4,300件に対して14名で担当しているようである。それから、川崎市は1,800件に対して8名、横須賀市は400件に対して2名、藤沢市は500件に対して1名である。相模原市で捕捉すべき対象件数は700件である。

○稲垣委員 相模原市の対象件数はふえているのか。

○佐藤市民税課長 21年が580件で、22年は600台になって

おり、多少ふえている。

○稲垣委員 この事業所税というのは、固定資産税と同じように景気に左右されない税である。金額の多寡はあるかもしれないが、やはり公平の観点から、少し体制を整えた方がいいのではないかと要望しておく。

今、国会でも予算審議を行っているわけだが、関連法案が成立しなかった場合の市税への影響、あるいは対応についてはどのように考えているのか。

○河野税制課長 過去には、平成20年に例の暫定税率が失効してしまったということで、国だけではなく、地方自治体もかなり影響を受けたことがあった。今回の税制関連法案については、23年度の税収に直結するようなものはない。しかしながら、4月から法人税の税率引き下げということで、4月1日以降に始まる事業年度から適用があるので、そういった面では企業等には影響が出てくる。そのほか、相続税といったものについても影響がある。また、市税ではないが、不動産取得税等においてもかなり影響がある。

○稲垣委員 30ページの固定資産税について伺う。地価は下落しているが、新築家屋が増加ということで総体的には増収になっているわけだが、この辺はどのように想定しているのか。

○能勢資産税課長 固定資産税の土地、家屋それぞれの減と増の理由についてお答えする。まず、土地については、前年度と比較して約2億1,000万円、1.2%の減となっている。御案内のとおり、固定資産については3年に1度、評価がえを行っており、前回は平成21年度で、次回は平成24年度ということで、23年度はちょうど中間の年になるわけだが、基本的に23年度は21年度に行った評価をそのまま据え置くということになっている。しかしながら、近年の地価の下落等があるので、1年間なりある期間の鑑定評価を行い、その動向を見つつ、下落している場合には評価に反映させるという仕組みになっている。具体的に言うと、平成21年の7月1日から平成22年の7月1日までの1年間で、市内約1,200カ所を超える標準的宅地の鑑定評価を行ったところ、1年で平均2.7%の下落が起きている。ほとんどのところが下落しているわけだが、若干プラスになっているところもある。こうしたものを基本に、平成23年

度の評価については下落の修正を行ったというのが減収の主な理由である。一方、家屋については、7億円弱、4.1%の増となっている。これについては、橋本の日金工跡地にショッピングセンター、アリオ橋本がオープンし、その隣に700戸を超える大規模マンションができた。また、下九沢のNECプラントの跡地にヤオコーがマーケットプレイスをつくった。こういった大規模な新築が増額の主な理由である。

○稲垣委員 最後に、収納率についてはいろいろ心配しているおり、皆さんも大変御苦勞されていると思うが、23年度についてはどのように考えているのか。

○高橋納税課長 御指摘のように、収納率については社会情勢に非常に左右される状況があり、過去2年間、前年度収納率を下回る状況であった。そうした中で、臨戸訪問や納付の督促、また、生活状況の把握等を行い、滞納整理を強化してきた。その結果、1月末現在において前年同時期と比べて若干プラスの状況になっている。今後、年度末、さらには出納閉鎖に向かってさらに努力をして、21年度の収納率を上回りたいと考えている。23年度についても雇用状況等が非常に悪いということが想定されるわけだが、22年度の収納率を上回るよう、また、税負担の公平性を確保するという気持ちで、収納率の向上に努めていきたい。

○稲垣委員 大変だと思うが、ぜひ頑張ってもらいたいと思う。

○小林（一）委員 予算書28ページ、主要施策2ページの市税の個人市民税に関連して伺う。本会議の代表質問等でも触れたが、子ども手当の創設に伴って16歳未満の扶養控除が廃止されたことにより、平成24年度の個人市民税は17億円程度の増収というお話があった。片や、国会の衆議院で予算審議が行われ、きょう法案が通るかどうかなというような不透明な状態だが、特に関連法案、特例公債法案、税制改正法案、子ども手当法案といったものが成立しなかった場合、本市の税収を含めた歳入など財政システム全体への影響の有無について伺う。

○古井財務課長 まさに今、国において予算関連法案の審議がなされているわけだが、もし仮に特例公債法案が成立しなかった場合については、幾ら影響があるというのはなかなか把握できないが、国の歳入の約4割以上が確保できないということになるということで、地方財政に与える影響

も相当大きいのではないかと考えている。それから、子ども手当法案が成立しなかった場合については、児童手当法に基づく児童手当の支給が再開されるということで、そのためのシステム改修が必要になる。また、新たな対象の認定——中学生へ支給されなくなる場合の周知の問題等、いろいろ影響が想定されるところである。

○小林（一）委員 従来の児童手当が再開されるというふうな話もあったが、従来の児童手当は所得制限がかかるわけである。仮にそういう認識に立ったときに、扶養控除廃止という点との絡みはどういうふうになるのか。

○河野税制課長 それは影響を受ける仮定のお話ということでよろしいか。

○小林（一）委員 はい。

○河野税制課長 年少扶養控除の廃止は、もう既に22年度の税制改正で決まっている。子ども手当から児童手当に振りかえる中では、基本的な夫婦子2人世帯でいろいろな想定があるわけだが、ほとんどのところでマイナスになるのは間違いないところである。

○小林（一）委員 仮に法案が成立した場合と成立しなかった場合と二とおり考えられ、当然、補正予算というものが想定されると思うが、どのように想定しているのか。

○古井財務課長 今、子ども手当法案が成立するかどうか不透明な状況だが、仮に法案が成立した場合については、4月以降に補正予算として計上する予定である。その財源については、今後の法案審議の議論等を踏まえて、慎重に判断していきたいと考えている。それから、仮に法案が成立しなかった場合については、法律上は存続している児童手当法に戻ることになる。なお、その場合、受給者の所得審査だとかシステム改修等、実際の支給事務においては非常に困難な状況が想定される。また、受給者のうち、所得制限を超えた方や中学生の子供を養育している方は受給対象から外れる。周知期間が短いということもあり、市民生活に相当混乱を来すのではないかと考えている。

○小林（一）委員 仮にそういうふうな事態に至ったときには、不成立による混乱が起きると思うが、そういったものを吸収して解消していく

ということが当然、必要なわけである。そうした混乱を吸収し、解消していく見通しをどれぐらいと見ているのか。

○古井財務課長 非常に難しい質問かと思うが、今、年度内の成立は難しいのではないかという報道がなされているわけである。場合によっては法案が成立しないということも想定されるので、本市としては、当然、情報を予測した中で、動ける部分は動かなければいけないし、結論が出た際に速やかに適切な対応ができるような予算措置等が必要ではないかと考えている。

○東條委員 先ほど何人かの方が合併特例債の話をしていたが、合併特例債はどちらかというと有利な市債だというふうに説明されていたが、今後の予測についてはどのように考えているのか。

○古井財務課長 確かに合併特例債については充当率95%、交付税算入70%ということで、制度上非常に有利なものである。346億円という発行限度枠があり、満額を活用するという考え方もあろうかと思うが、やはりこれも臨財債と同じくあくまでも借金である。市債を多く発行すれば、それだけ残高がふえ、財政指標等にも影響があるということで、合併特例債の適正な活用については、今後、その時々で判断していくのかと思う。ただ、実施計画で3年間事業を積んでいる。ちょっと今、把握していないが、現在のところ、3年間の見通しについては有利だということもある。財政指標等への影響を考慮した中で、適切な発行、活用に努める必要があると考えている。

○東條委員 実施計画の中でどれに合併特例債を使っていくかということについては把握していないという答えだと思うが、今、手元がないということであれば、具体的にこの事業には使えて、この事業には使えないというリストなり情報をもらえるとうれしく思う。これについては、合併をするときに前市長がいろいろな話をしていたので、市民との関係の中でどうなのかということを検証していかなければいけないのではないかと思います。今の段階で構わないので、情報を出してもらえるとうれしく思う。

○古井財務課長 実施計画については、企画部企画政策課が所管しているので、そちらと相談して、対応できるかどうか後ほどお答えしたい。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、一般会計歳入、本委員会所管部分の市税から交通安全対策特別交付金、国庫支出金、繰入金から市債のうち、歳出費目に直接関係しない部分の審査を終わる。

休憩する。

午後 4 時 5 0 分 休憩

午後 5 時 1 0 分 開議

○大神田委員長 再開する。

一般会計歳出の審査に入る。

議会費の審査に入る。

説明を求める。

〔今田議会事務局長説明〕

○大神田委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、議会費の審査を終わる。

総務費の総務管理費、徴税費、統計調査費、土木費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用の本委員会所管部分並びに関連する歳入の審査に入る。

説明を求める。

〔大房総務部長、原財務部長、淡野企画部長、白井市民部長、笹野渉外部長、阿部危機管理監、佐藤税務部長説明〕

○大神田委員長 お諮りする。本日の審査はこの程度にとどめたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、さよう取り計らう。

次回の委員会は、3月1日午前9時30分より開会する。

以上をもって本日の委員会を閉会する。

午後 5 時 4 3 分 閉会